

## 第1章 総則

### 第1 趣旨

この基準は、伊丹市火災予防査察等に関する規程（平成15年消訓令第7号）第18条の規定に基づき、危険物の規制事務を統一的に処理するために必要な基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。

### 第2 用語

この審査基準の用語は、次の例による。

- 1 「法」とは、消防法(昭和23年法律第186号)をいう。
- 2 「施行令」とは、消防法施行令(昭和36年政令第37号)をいう。
- 3 「施行規則」とは、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)をいう。
- 4 「政令」とは、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)をいう。
- 5 「省令」とは、危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)をいう。
- 6 「告示」とは、危険物の規制に関する技術上の細目を定める告示(昭和49年自治省告示第99号)をいう。
- 7 「規則」とは、伊丹市危険物の規制に関する規則(昭和60年規則第6号)をいう。
- 8 「要綱」とは、危険物規制事務処理要綱の全部を改正する要綱(平成23年2月21日伊消予第466号)をいう。
- 9 「建築基準法」とは、建築基準法(昭和25年法律第201号)をいう。
- 10 「建築基準法施行令」とは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)をいう。
- 11 「JIS」とは、日本工業規格をいう。なお、省令、告示及びこの審査基準中にJISを引用して定めている技術上の基準については、当該JISの最新のものを適用する。

## 第2章 事務処理に関する審査基準

### 第1 製造所等の設置又は変更許可申請

#### 1 申請の方法

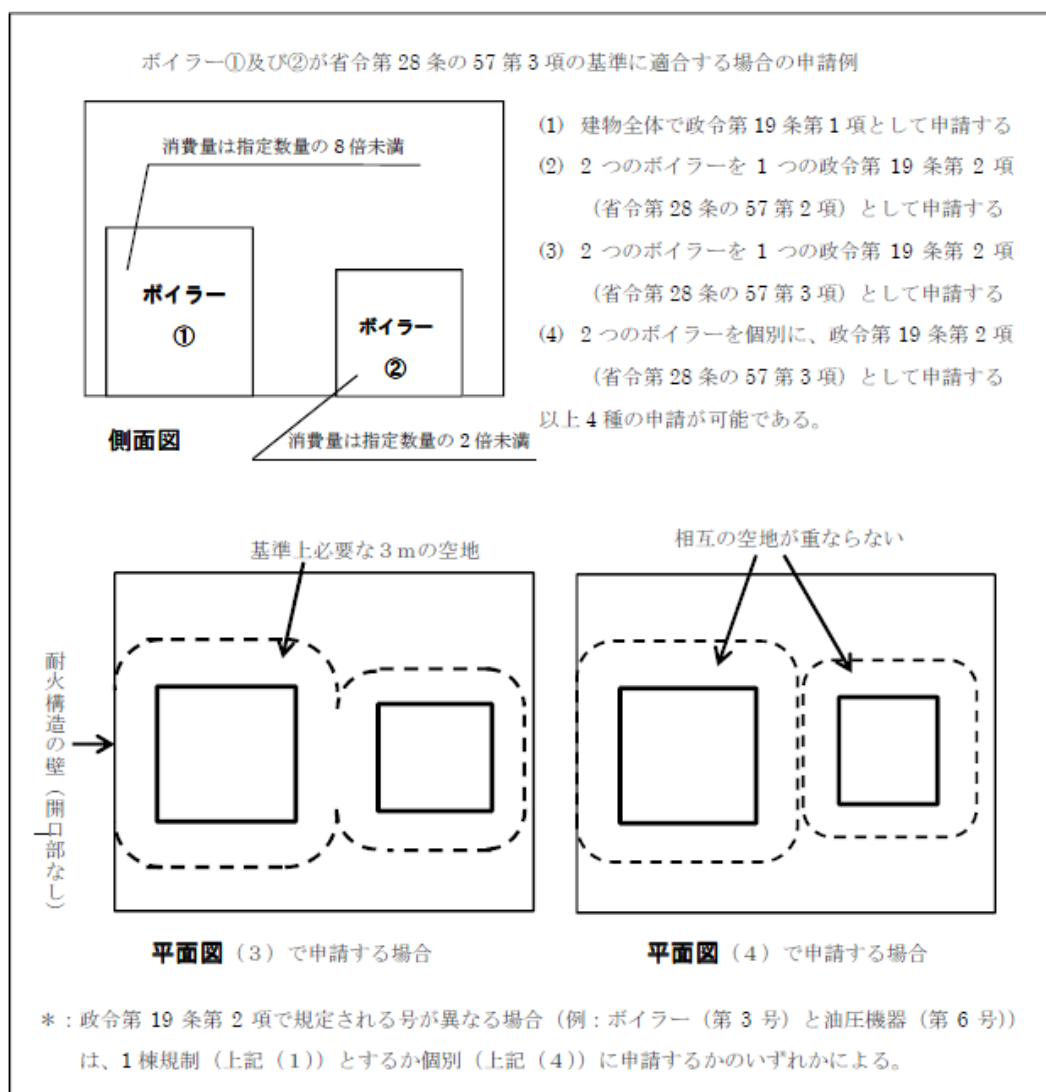
(1) 製造所等の設置又は変更許可申請は、1つの製造所等ごとに1件として申請すること。

また、個々の製造所等について1件の申請範囲は次によること。

#### ア 製造所・一般取扱所

原則として、棟又は一工程のプラント単位でかつ場所的に一体性を有すると認められる範囲を1件とする。(昭和37年4月6日自消丙予発第44号)

なお、1棟の建築物の中に政令第19条第2項に規定する一般取扱所を複数設置するときは、設置者の選択によることができる。



イ 屋内貯蔵所

(ア) 1棟の貯蔵倉庫につき1件とする。

(イ) 政令第10条第3項に規定する「他用途部分を有する建築物に設ける屋内貯蔵所」は、1室の貯蔵倉庫につき1件とすること。

一の建築物に、同一の階で、かつ、隣接しないで設ける場合は、政令第10条第3項に規定する技術上の基準を満たした屋内貯蔵所を2以上設置することができる。(平成元年7月4日付消防危第64号)

ウ 屋外タンク貯蔵所

1基の屋外貯蔵タンクにつき1件とする。

エ 屋内タンク貯蔵所

同一室内にある屋内貯蔵タンクを一括して1件とする。なお、個々のタンク容量が指定数量未満であっても、その合計量が指定数量以上であれば当該室内のタンク群を1件の屋内タンク貯蔵所とする。

オ 地下タンク貯蔵所

(ア) 1基の地下貯蔵タンクにつき1件とする。

(イ) 2以上の地下貯蔵タンクが次のいずれかに該当すれば1件とすること。なお、個々のタンク容量が指定数量未満であっても、その合計量が指定数量以上であれば地下タンク貯蔵所とすること。(昭和54年12月6日付消防危第147号)

a 2以上の地下貯蔵タンクが同一のタンク室内に設置されている場合

b 2以上の地下貯蔵タンクが同一の基礎上に設置されている場合

c 2以上の地下貯蔵タンクが同一のふたで覆われている場合

カ 簡易タンク貯蔵所

場所的一体性を有する3以下の簡易貯蔵タンク(品質を異にするものに限る。)を1件とする。

キ 移動タンク貯蔵所

移動貯蔵タンクを固定する車両1台につき1件とする。

このため、被けん引車形式の移動タンク貯蔵所については、1台の被けん引車につき複数のけん引車があっても1件として許可できる。(平成9年3月26日付消防危第33号)

ク 屋外貯蔵所

1区画につき1件とする。

ケ 給油取扱所・第一種販売取扱所・第二種販売取扱所

1施設につき1件とする。

コ 移送取扱所

起点、終点、経路等について場所的に一体性を有する配管群を一括して1件とする。

(2) 複数の製造所等の間で共用する危険物配管並びに消火設備等及び警報設備等はまた

る製造所等の付属とし、放出口等供用部分以外については、それぞれの製造所等の付属とすること。（平成9年3月26日付消防危第35号）

- (3) 屋外タンク貯蔵所の共通防油堤、危険物配管設備（注入口及びポンプ設備を含む。以下「配管設備」という。）及び消火配管（ポンプ、水源等を含む。以下この章において同じ。）の変更申請は、次によること。

ア 共通防油堤の変更

(ア) 防油堤は、その中に設置されているタンクのうち貯蔵量が最大のタンク（以下「代表タンク」という。）の付属とし、防油堤のみを変更するときは、代表タンクの変更とする。（平成9年3月26日付消防危第35号）

(イ) タンクの新設に伴い防油堤を変更するときは、当該新設タンクの申請に含めるものとし、完成検査後代表タンクの付属とする。

(ウ) 代表タンク以外のタンクの変更に伴い防油堤を変更するときは、代表タンクの変更とする。

イ 配管設備の変更

(ア) 配管設備が単独のタンクに専属するときは、当該タンクの変更とする。

(イ) 油槽所等で配管設備が輻輳しているものについては、構内配管を一括して代表タンクの付属とし、配管設備を変更するときは、代表タンクの変更とする。（平成9年3月26日付消防危第35号）

(ウ) 代表タンク以外のタンクの新設により、配管設備を設置するときは、当該新設タンクの申請に含めるものとし、完成検査後代表タンクの付属とする。ただし、当該配管設備が既設配管設備に接続する場合は、代表タンクの変更とする。

ウ 消火配管の変更

(ア) 消火配管が単独のタンクに専属する部分については、当該タンクの変更とする

(イ) 消火配管が2以上のタンクに共有する部分については、代表タンクの付属とし当該配管を変更するときは、代表タンクの変更とする。（平成9年3月26日付消防危第35号）

エ 敷地内距離に係る防火塀又は水幕設備の変更

当該設備を設けた屋外タンク貯蔵所の変更とする。ただし、2以上の屋外タンク貯蔵所の防火塀が連続して設置されている場合における共用部分は、当該防火塀による防護範囲が最長となる屋外タンク貯蔵所の変更とする。

2 設置又は変更の申請区分

- (1) 申請区分に関する基本的事項（昭和52年12月19日付消防危第182号）

製造所等において他の施設区分への転換を行う場合及び貯蔵所又は取扱所において当該貯蔵所又は取扱所が属する政令第2条及び第3条に掲げる施設区分（同令第3条第2号イ及びロを含む。）の変更となる転換を行う場合は、消防法第12条の6に定める用途廃止に係る手続きを経て同法第11条第1項前段に定める設置に係る許

可を必要とする。

製造所等について変更工事を行う場合のほか、製造所等において貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類数量の変更、製造所等における業務形態の変更等を行うことにより、当該製造所等に適用される消防法第10条第4項の技術上の基準が異なることとなる場合（例えば、政令第9条第2項の施設を同条第1項に変更するときにおいて位置、構造及び設備の変更がない場合にあっても同様。）には同法第11条後段の変更に係る許可を必要とする。

なお、同一施設区分の中で製造所等の用途が基本的に変更される場合は、「廃止一設置」による手続きを必要とする。

## (2) 製造所等の許可申請区分の具体例

ア 設置許可申請の対象となるもの。

(ア) 製造所等を設置しようとするとき。

(イ) 製造所等の主体部分を解体して、同一敷地内に移設しようとするとき。

(ウ) 製造所等を他の敷地に移設しようとするとき。（昭和52年10月12日付消防危第149号）

(エ) 屋内タンク貯蔵所の屋根を撤去し、屋外タンク貯蔵所とするとき。

(オ) 政令第19条第2項第6号により許可を受けていた施設の油圧機器を撤去し、新たに発電機設備を設け、政令第19条第2項第3号となるとき。

イ 変更許可申請の対象となるもの。

(ア) 製造所等の構造又は設備を変更しようとするとき。ただし、第7資料提出（軽微変更届）等により処理する場合を除く。

(イ) 移動タンク貯蔵所の位置変更をしようとするとき。ただし、屋外における同一敷地内の位置変更は、第7資料提出（軽微変更届）等による。（平成14年3月29日付消防危第49号引用）

(ウ) 営業用給油取扱所を自家用給油取扱所に、又は自家用給油取扱所を営業用給油取扱所に変更しようとするとき。（昭和52年12月19日付消防危第182号）

(エ) 屋外タンク貯蔵所で既設のタンクと直径及び高さが同規模以下のタンク本体のみの建て替えを行う場合（特定及び準特定屋外タンク貯蔵所に限る。）

## 3 申請書等の記載方法

### (1) 全般的事項

ア 申請書等の必要欄は、漏れなく簡潔に記載すること。

イ 申請書等の記載に際して記載事項が多く欄内に記入できないときは、別紙に記入し、欄内は「別紙のとおり」と記入すること。

ウ 申請書類の訂正は、削除する場合は申請者による二重傍線に記名、加筆する場合は申請者による加筆及び記名によること。ただし、代理人を定めて申請する場合は、代理人による前記対応によること。

(2) 申請者

ア 申請者は、設置者とすること。この場合において、設置者と同一組織内にあり代理権を有する者は申請者となることができる。

イ 申請者が法人の場合は、法人名、代表者職氏名を記入すること。

ウ 申請者が代理人を定めて申請する場合は、委任事項を具体的に記載した委任状を添付すること。

エ 代理人が復代理人を定めて申請する場合は、前ウと同様に委任状及び当該復代理人の選任を許諾した旨が明らかとなる書面を添付すること。

(3) 設置者

製造所等の設置者は、所有者等その設置及び維持について権限を有するものであること。（昭和58年11月17日付消防危第119号）

権限を有する者を例示すれば次のとおりである。

ア 個人の財産である製造所等

(ア) 本人

(イ) 本人から委任を受けた代理人（支配人等）

イ 法人（株式会社等）の財産である製造所等

(ア) 当該法人

法人の代表者として記入する氏名は下記によること。

- |                |                     |
|----------------|---------------------|
| a 株式会社         | 代表権を有する取締役          |
| b 有限会社         | 取締役                 |
| c 合資会社         | 無限責任社員              |
| d 合名会社         | 無限責任社員              |
| e 社団、財団等その他の法人 | 理事又はこれに類する名称を冠する代表者 |

(イ) 法人の代表者から委任を受けた代理人

ウ 地方公共団体の財産である製造所等

(ア) 地方公共団体の長

(イ) 長から委任を受けた吏員、長を補助する吏員（副知事、助役、部局等の長）

エ 国の財産である製造所等

(ア) 各省の大臣

(イ) 大臣の権限を分掌する庁、部局等の長

(4) 危険物の類、品名、最大数量

ア 品名は、法別表で定める品名のほか、化学名等をかっこ書きで併記すること。なお、品名又は指定数量が不明な物品については、規則第2条の3の規定により、危険物データベース登録確認書又は確認試験結果報告書等を添付すること。

イ 移動タンク貯蔵所において2以上の危険物を交互に積載する場合は、すべての類・品名を記載すること。

ウ 倉庫業等で貯蔵する危険物の品名が確定しない場合は、取り扱う可能性があるすべての品名を記載し、想定される設計最大数量を倍数とすることができる。

エ 最大数量は、次により算出した数量とすること。

(ア) 製造所、一般取扱所にあつては、第3章、第2、3により算出した数量とする。

(イ) タンクにあつては、政令第5条及び省令第2条、第3条により算出した容量とする。ただし、国際輸送用タンクコンテナは除く。

(ウ) 給油取扱所にあつては、第3章、第12により算出した数量とする。なお、専用タンク等、付属設備等の区分ごとにそれぞれ個別に取扱量を算出した書面を申請届出書類に添付すること。

(エ) 前記以外にあつては、設計最大数量とする。

#### (5) 指定数量の倍数

倍数表記は、小数点以下第2位切り捨てとし、小数点以下第1位までとする。

なお、複数の品名又は指定数量での算出が必要な場合、途中の算出は分数で行い、倍数の最終の合計値で切り捨てを行うこと。

2以上の危険物を交互に貯蔵・取扱する場合は、倍数が最大となる品名で算出すること。

#### (6) 構造設備明細書

ア 製造所・一般取扱所構造設備明細書の「令第9条第1項第20号タンクの概要」の欄には、該当タンクをすべて記載すること。

イ 構造設備明細書及び添付図面に記載するタンク、設備及び機器等の名称は、統一すること。

ウ 変更許可申請の場合は、変更に係る事項のみを記載し、他は斜線で抹消又は空白とすることができる。

エ 設備、機器等を多数設置する場合は、設備、機器等のリストを別紙として添付することができる。

オ 多数の配管を設置する施設で「配管」の欄に記載できない場合は、次の配管構造明細表によることができる。

カ 特例の承認を受けている施設については、構造設備明細書の欄外右肩付近に「特例認定施設」と赤字で表記すること。

..... (A4用紙 横) .....

配管構造明細票								
設置区分	最大 常用圧力	内径	材質	地上配管 塗装材	地下(海底)配管の保護			備考
					塗覆装材	防食被覆材	電気防食の措置	
	Kpa	mm						

- 注) 1. 設置区分の欄には地上、地下、海底の区分を記入すること。  
 2. 材質の欄にはJIS規格記号を記入すること。  
 3. 電気防食の措置欄には、電気防食措置の有無を記入し、有の場合には、別に構造明細図を添付すること。

.....

(7) 添付書類(平成9年3月26日付消防危第35号)

- ア 製造所等を構成する部分のうち、危険物以外の物質を貯蔵し、又は取り扱う部分(以下「非対象設備」という。)に係るものは、危険物施設としての一体性が明らかとなる配置図、工程図を添付すれば足りるもので、構造設備に関する明細書類の添付までは必要としない。
- イ 変更許可申請においては、変更に係る範囲又は設備の位置を記載した配置図及び変更に係る部分の図書を添付し、その他の図書の添付は要しない。この場合において変更にかかる部分と既許可部分とを見やすいように色別すること。ただし、変更の内容が著しく複雑なものは、変更前及び変更後の図面を添付すること。
- ウ 大型製造プラント等で多数の機器、配管が設置される施設にあっては、個別の記載ではなく工程の概要を示す図(以下「フロー図」という。)等の添付によることができる。
- エ 工事中の安全対策に係る図書等については、安全面に配慮が必要な場合を除き添付を要しない。
- オ 特定屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所以外の製造所等の許可申請書については工事計画書及び工事工程表の添付を要しない。

(8) 添付書類の記載内容(平成9年3月26日付消防危第35号)

- ア 付近見取図及び配置図等  
 建築物その他の工作物と周囲の保安対象物件の状況が示された図面及び保有空地の範囲が示された図面(他の部分と朱書きにより区分すること。複数枚であっても構



わない。)を添付し、必要な距離等を記載すること。ただし、保安距離についてそれぞれの保安対象物件からの距離が規定値以上であることが明確な場合は、配置図にその旨を記載することにより距離を明示しないことができる。

## イ 建築物、機械器具等の配置及び構造

### (ア) 建築物

平面図（建築物等内の設備等の配置を示したもの。以下同じ。）及び立面図（「四面」以下同じ。）及び断面図（代表的な断面。以下同じ。）を添付すること。

- a 主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根等）については、平面図等に構造等を記載すること。主要構造部を耐火構造とし、又は不燃材料で造る場合で国土交通大臣の認定品を使用するときは、認定番号（現場施工によるものを除く）を記載すれば、別途構造図の添付を要しない。
- b 窓及び出入口については、平面図等に位置、寸法、構造等を記載すること。窓及び出入口の防火戸等で国土交通大臣の認定品を使用する場合は、認定番号を記載すれば、別途構造図の添付を要しない。
- c 排水溝、貯留設備等については、平面図に位置及び寸法を記載することにより、別途構造図の添付を要しない。

### (イ) 工作物(建築物に類似する架構等)、防火塀、隔壁等

工作物にあつては架構図(架構等の姿図)及び構造図を、防火塀、隔壁等にあつては位置を示した平面図及び構造図を添付すること。

### (ウ) タンク、塔槽類、危険物取扱設備等

タンク、塔槽類、危険物取扱設備等（以下「タンク等」という。）については、構造図を添付すること。ただし、小規模な危険物取扱設備等については、配置図等に位置、材質等を記載することにより、別途構造図の添付を要しない。

- a タンク等の支柱等については、上記の構造図に支柱等の構造等を記載することにより別途構造図の添付は要しない。
- b 液面計等の附属設備については、上記の構造図に種別及び取付位置、材質等を記載することにより別途構造図の添付は要しない。

### (エ) 計装機器等

計装機器等（「危険物の取扱いを計測又は制御するための機器」をいう。以下同じ。）は、配置図等に位置、機能等を記載することにより、別途構造図の添付は要しない。

なお、大型製造プラント等、多数の設備を設置する施設においては、フロー図等への計装機器等の概要の記載によることができる。

### (オ) 危険物取扱設備と関連のある非対象設備等

危険物取扱設備と関連のある非対象設備（危険物の貯蔵又は取扱い上安全性に影響するものをいう。）及び危険範囲（可燃性蒸気が漏れ又は滞留し、何らかの

点火源により爆発等のおそれのある範囲をいう。以下同じ。)にある危険物取扱設備と関連のない非対象設備は、配置図等に名称、防爆構造(防爆対策を含む)等を記載することにより、別途構造図の添付は要しない。

なお、大型製造プラント等、多数の設備を設置する施設においては、フロー図等への設備等の設置条件(材質、防爆構造等)の記載によることができる。

(カ) 危険物取扱設備と関連のない非対象設備

危険物取扱設備と関連のない非対象設備で危険範囲にないものは、配置図等に名称を記載することにより、別途構造図の添付は要しない。

なお、大型製造プラント等、多数の設備を設置する施設については、フロー図等への設備等の設置条件(位置等)の記載によることができる。

(キ) 地上配管

地上配管については、材質、口径等及び配管ルートを配置図等に記載すること。敷設断面、配管支持物(耐火措置を含む。以下同じ。)等については、一定箇所ごとの断面、構造等の状況を配置図等に記載することにより、別途構造図の添付は要しない。

(ク) 地下配管

地下配管は、材質、口径等及び配管ルートを配置図等に記載すること。敷設断面、腐食防止措置(電気防食措置の場合にあつては、位置及び構造)については一定箇所ごとの断面、敷設状況を配置図等に記載することにより、別途構造図の添付は要しない。

(ケ) 構造計算書等

計算のための諸条件並びに計算式及び計算結果のみの記載とすることができる。

ウ 電気設備及び避雷設備

(ア) 電気設備

危険範囲の電気設備については、配置図等に位置、防爆構造記号等を記載することにより、別途構造図の添付は要しない。なお、危険範囲外の電気設備については省略することができる。

電気配線については、各配線系統のルート及び構造(施工方法等)を配置図等に記載すること。

(イ) 避雷設備

配置図等に種別及び位置等を記載することにより、別途構造図の添付を要さない。配線については、各配線系統ルート及び構造(施工方法等)を配置図等に記載すること。

エ 消火設備、警報設備及び避難設備の設計書

(ア) 添付書類は、施行規則第33条の18に定める工事整備対象設備等着工届に関する図書とする。

(イ) 設計書の計算書については、計算のための諸条件、計算式及び計算結果のみを記載した計算書とすることができる。

オ 緊急時対策に係る機械器具等

前イ（エ）計装機器等の例によること。

カ 特定屋外タンク貯蔵所に係る添付書（昭和52年3月30日付消防危第56号）

特定屋外タンク貯蔵所に係る許可申請に添付する図書のうち、基礎・地盤及びタンク本体に関する関係図書は、おおむね次表のとおりとする。なお、500kℓ以上の屋外タンク貯蔵所のタンク本体に関する関係図書についても次表を準用すること。

関係図書	項目	内容	
1 設計図書 (1)基礎及び地盤	①平面図	縮尺が500分の1以上のもの	
	②断面図	縮尺が縦100分の1以上、横500分の1以上のもの	
	③詳細図 (省令第20条の2第2項第2号イに該当する地盤を除く。)	縮尺が縦50分の1以上のもので、構造の詳細について記載したもの	
	④計算書	設計条件、工法及び型式の選定理由、設計計算書等について記載したもの	
	(2)タンク本体	①平面図	縮尺が300分の1以上のもの
		②断面図	縮尺が300分の1以上のもの
		③詳細図	構造の詳細について記載したもの
		④計算書	設計条件、強度及び安定計算等について記載したもの
2 工事計画書		工事概要、施工条件、施工方法、施工管理方法、使用材料の品質等を記載したもの	
3 工事工程表		工種ごとの工程について記載したもの	
4 添付書類 (1)基盤及び地盤に関するもの	①地質調査資料	地盤概要、地質断面図、土質柱状図、土質試験結果一覧表、地下水位に関する資料の他、省令第20条の2第2項第2号ハに該当する地盤にあつては、当該地盤の改良方法に関する資料	
	②その他基礎及び地盤に関し必要な資料	(ア)地盤が造成された際の工事の記録 (イ)特定屋外タンク貯蔵所を設置する地域の地盤の沈下に関する資料 (ロ)設置に係る特定屋外貯蔵タンク（以下「タンク」という。）の近傍の既設工作物の地盤に関する資料等	
	(2)タンク本体に関するもの	①溶接部に関する説明書	溶接施工方法確認試験要領書、又は既往の確認試験結果報告書、母材及び溶接用材料の溶接特性に関する資料、溶接機器及び溶接部の検査機器に関する資料等
		②その他タンクに関し必要な資料	タンクに関し参考となるべき資料
	5 位置図		縮尺5万分の1以上のもので、地形の概況及びタンク位置を記載したもの
	6 現況平面図		縮尺1000分の1以上のもので、タンク中心を円の中心とする半径300m程度の区域を範囲とし、地形、既設工作物及びタンク位置を記載したもの（現況が確認できる写真を添付すること。）

備考

- 1 関係図書については、設計及び施工に関する責任技術者の氏名、所属を記載した書面を添付すること。
- 2 計算書については、計算の根拠を明らかとすること。
- 3 地質調査資料は、次に掲げる要件を満たすこと。
  - (1) タンク地盤及びその周辺の地盤について、ほぼ直交する2方向断面の地盤性状が判断できるものであること。
  - (2) タンク地盤について、良好な支持層が確認できる範囲のものであること。
  - (3) タンク及びその周辺の地盤が不整又は軟弱である場合は、不整又は軟弱な地盤の状態が十分確認できるものであること。
  - (4) 土質試験は、JISがあるものにあつてはJISに定める方法、JISがないものにあつては土質工学会基準に定める方法により行い、かつ、次に掲げる資料が明らかにされているものであること。
    - ア 標準貫入試験の値は、おおむね1m(試験の深さが20mを超えるときは、おおむね2m間隔の値
    - イ 室内試験の値は、おおむね2m(圧密試験の値にあつては4m)間隔の値
  - (5) 地質調査資料の作成にあたって必要な様式及び記載方法については、土質工学会基準に定める様式及び記載方法によるものであること。

4 許可申請書類の編冊順序

製造所等の許可申請書類の編冊順序は、おおむね次によること。

- (1) 設置許可申請書
- (2) 構造設備明細書(20号タンクを有するものは、タンク構造設備明細書)
- (3) 委任状
- (4) 付近見取図
- (5) 構内配置図
- (6) 危険物数量計算書
- (7) 位置、構造、設備の図面及び書類等
- (8) 危険物配管関係
- (9) 付帯設備
- (10) 換気設備、可燃性蒸気又は可燃性微粉の排出設備
- (11) 電気設備、避雷設備
- (12) 消火設備、警報設備、避難設備の概要図、配置図及び設計仕様書
- (13) 危険物の取扱いに伴う危険要因に対応して設置する設備等に関する書類(危険物令第7条の3に掲げる製造所及び一般取扱所のみ)
- (14) その他必要な書類

## 5 設置又は変更の中止等の処理

- (1) 製造所等の設置又は変更許可申請書の受付後で、許可前に設置又は変更計画を中止しようとするときは、要綱第23条第1項に規定する許可申請の取下げ願を提出すること。
- (2) 製造所等の設置許可後、完成検査前に設置工事を完全に中止しようとするときは要綱第23条第2項に規定する許可の取消し願を提出すること。
- (3) 変更許可を受けた製造所等が計画の変更等により完成検査前に変更前の状態に復帰しようとする場合は原則として従前の状態に復帰する変更許可申請によること。  
ただし、当該変更許可に係る部分が従前の状態である場合には要綱第23条第2項に規定する許可の取消し願によることができる。

## 第2 手数料の徴収

手数料の徴収については、伊丹市手数料条例の規定によるほか、次によること。

- 1 設置又は変更許可申請書の受付後で、許可前に指定数量の倍数変更を行うとき。（昭和39年3月2日自消丙予発第15号引用）
  - (1) 指定数量の倍数変更により、許可申請手数料が増加することになる場合は、増加後の数量に係る手数料との差額を追徴する。
  - (2) 指定数量の倍数変更により、許可申請手数料が減少することになる場合は、すでにこれに関する審査手続等の役務の提供が開始されたことであるから、減少後の数量に係る手数料との差額は返還しない。
- 2 設置又は変更許可後で、完成検査前に計画を変更するため変更許可申請を行うとき。
  - (1) 指定数量の倍数に変更がないときは、設置許可手数料額の2分の1とする。
  - (2) 指定数量の倍数に変更があるときは、増減後の指定数量の倍数に係る設置許可手数料額の2分の1とする。（昭和48年8月2日付消防予第122号引用）
- 3 同時完成検査の申請を行うとき。
  - (1) 設置の完成検査を伴うときは、最終の変更許可手数料額と同額とする。
  - (2) 設置の完成検査を伴わないときは、最終の変更許可手数料額の2分の1とする。
- 4 特定屋外タンク貯蔵所の変更許可申請のうち、次に該当するものは特定屋外タンク貯蔵所の設置の手数料の2分の1の額とする。
  - (1) 昭和52年2月14日において設置許可又は当該許可の申請がされている特定屋外タンク貯蔵所
    - ア 平成6年政令第214号に基づく新基準に適合させるための変更許可申請
    - イ 平成6年政令第214号に基づく新基準の適合済のタンクでのタンク本体並びに基礎及び地盤に係る変更許可申請
      - 屋外貯蔵タンクの「タンク本体並びに基礎及び地盤に係る変更」とは、タンク本体にあっては省令第20条の7に定める放射線透過試験又は省令第20条の8に定める磁粉探

傷試験及び浸透探傷試験、基礎にあつては省令第20条の2第2項第4号又は第6号に定める平板載荷試験、地盤にあつては省令第20条の2第2項第2号に定める標準貫入試験、平板載荷試験及び圧密度試験に係る変更とする。

告示第4条の23の3に規定する浮き蓋付特定屋外貯蔵タンクの浮き蓋に係る変更のうち、告示第4条の23の2、告示第4条23の4及び告示第4条の23の5の規定に係る変更については、タンク本体の変更に該当する（平成24年3月28日付消防危88号引用）告示第4条の21の3に規定する屋外タンク貯蔵所（告示第4条の23の3において準用するタンクを含む。）で、告示第4条の21の4に規定する基準に関する変更工事については、タンク本体の変更に該当する。（平成24年3月28日付消防危第88号引用）

(2) 昭和52年2月15日以後に設置許可申請がされている特定屋外タンク貯蔵所でのタンク本体並びに基礎及び地盤に係る変更許可申請

5 準特定屋外タンク貯蔵所の変更許可申請のうち、次に該当するものは準特定屋外タンク貯蔵所の設置の手数料の2分の1の額とする。

(1) 平成11年4月1日において設置許可又は当該許可の申請がされている準特定屋外タンク貯蔵所

ア 政令第11条第3号の3及び第4号に定める技術上の基準に適合させるための変更許可申請

イ 政令第11条第3号の3及び第4号に定める技術上の基準に適合済のタンク並びに平成29年3月31日以降に行われるタンク本体並びに基礎及び地盤に係る変更許可申請

準特定屋外タンク貯蔵所の「タンク本体並びに基礎及び地盤の変更」とは、タンク本体については、側板最下段の全周取替、基礎及び地盤については液状化の恐れのある地盤に外傍RCリング基礎を設置する等、当該変更の際して設置時と同様の応力等の検討を要する変更をいう。（平成11年6月15日付消防危第58号引用）

(2) 平成11年4月1日以後に設置許可申請がされている準特定屋外タンク貯蔵所でのタンク本体並びに基礎及び地盤に係る変更許可申請

### 第3 完成検査申請及び完成検査前検査申請

#### 1 申請書の記載方法等

- (1) 申請者は、許可申請者と同一人であること。ただし、製造所等を管轄する市町村長等以外の行政機関等に水張検査又は水圧検査の申請をするときは、タンクの製造者又はタンクの製造者と同一組織内にあり代理権を有する者は、申請者となることができる。
- (2) 複数の変更許可を受けている製造所等で、同時に完成検査を受ける場合は1件として取り扱うこととし、当該完成検査申請書の「設置又は変更の許可年月日及び許可番号」の欄に当該同時完成に係るすべての許可年月日及び許可番号を連記すること。ただし、完成検査の日を違えてそれぞれ別個に行う場合は別件として取り扱うこと。
- (3) 一の製造所等で複数のタンクの新設又は変更の工事が行われる場合は、完成検査前検査申請書の「その他必要な事項」の欄に検査対象のタンクが明確に特定できるよう記載すること。

#### 2 完成検査申請の添付書類及び処理等

- (1) 完成検査申請書には添付図書は要さないものとする。ただし、指定数量以上の液体危険物タンクを有する製造所等(移動タンク貯蔵所を除く。)にあっては、当該タンクのタンク検査済証の正本を添付すること。
- (2) 設置者は、完成検査時までに次に掲げる自主検査結果報告書を作成しておくこと。
  - ア 危険物を取り扱う配管を設ける製造所等にあっては、当該配管の水圧(気密)試験結果
  - イ 地下埋設配管に電気防食を行うものにあつては、防食電位測定結果
  - ウ 安全装置を設ける製造所等にあっては、作動試験結果
  - エ 消防用設備(消火設備にあつては、第4種及び第5種を除く。)を設ける製造所などにあつては、機能試験結果(施行規則第31条の3第5項に基づくもの。)
  - オ 屋外タンク貯蔵所(定期点検を必要とするもので、かつ、水張又は水圧検査を実施するものに限る。)の沈下測定記録書
  - カ 給油取扱所の給油ノズル等及び電動機を新設又は変更するものにあつては、給油ノズル及び電動機の接地抵抗値測定結果
  - キ 移送取扱所にあつては、配管の非破壊試験及び耐圧試験結果

#### 3 完成検査前検査申請の添付書類及び処理等

- (1) 基礎・地盤検査及び溶接部検査
  - ア 当該申請に係る設置許可又は変更許可の申請書の写し及び許可書の写し各1部を検査申請書(正本)に添付すること。
  - イ 検査日までに自主検査結果を1部提出すること。当該自主検査結果は完成検査前検査申請書(正本)に添付すること。
- (2) 水張検査・水圧検査



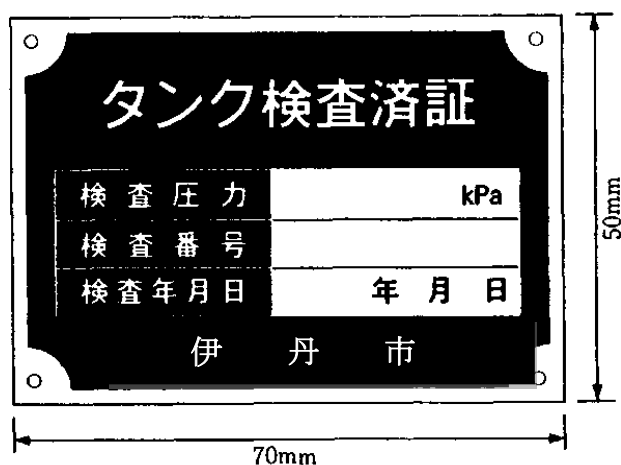
ア 完成検査前検査申請書には添付図書は要さないものとする。ただし、申請のあった消防署の管轄地外にタンクを設置する場合は、構造明細図書（タンクの構造、材質、寸法、容量計算が記載された図面）を2部添付すること。

イ 省令様式第14に規定するタンク検査済証（副）は、次のとおりとする。

（ア）材質は、真ちゅうとし、厚さ0.5mm以上とする。（昭和46年7月27日付消防予第106号）

（イ）検査済証は、エッチング加工とし、検査圧力、検査番号及び検査年月日の記入は刻印とする。（昭和46年7月27日付消防予第106号）

例 図



（ウ）検査済証の取付け位置は、地下タンクにあつてはマンホール付近、その他のタンクにあつては側板下部付近の見やすい位置とする。（昭和46年10月22日付消防予第151号）

ウ 次に掲げる場合には水張検査・水圧検査が必要となる。

（ア）危険物タンクを設置する場合

政令第8条の2第2項に定める液体危険物タンク（製造所又は一般取扱所に設置される政令第9条第1項第20号に規定する危険物を扱うタンク（以下「20号タンク」という。）にあつては指定数量以上の容量のもの。）を設置するとき。

（イ）液体危険物タンクのタンク本体の変更工事をする場合

タンク本体の変更工事については「屋外貯蔵タンクのタンク本体に関する変更工事に係る完成検査前検査等（例示）」を参照のこと。

（ウ）危険物タンクの使用条件が検査時の条件を超える場合

圧力タンクで最大常用圧力が変更前の完成検査前検査時に設定された最大常用圧力を超える場合、検査時の容量を超えた容量で危険物を貯蔵する（政令第5条第3項に規定される特殊な構造又は設備で認められた量を超える場合等）場合など、従前の完成検査前検査の条件を超えて危険物を貯蔵するとき。

(エ) 廃止された製造所等の危険物タンクを再利用する場合（昭和56年2月3日付消防危第10号）

廃止された製造所等に設置されていた危険物タンク（20号タンクにあつては指定数量以上の容量のもの。）を、新たに製造所等に設置しようとするとき。

(オ) 品名の変更により20号タンクが指定数量以上となる場合

指定数量未満の危険物を貯蔵していた20号タンクが品名の変更により指定数量以上の危険物を貯蔵することとなる場合。

(カ) 非危険物タンクが危険物タンクとなる場合

既設の非危険物タンクが貯蔵する物品を危険物に変更するため危険物タンク（20号タンクにあつては指定数量以上の容量のもの。）となるとき。

エ 上記ウに係わらず、以下のものは水張検査・水圧検査を要しないことができる。

(ア) 製造所と一般取扱所の間で施設区分が変更となる場合（平成9年6月2日付消防危第70号）

製造所と一般取扱所の間での施設区分の変更は用途の廃止届出及び設置に係る許可の手続きにより行うこととなるが、この手続きに関し20号タンクの位置、構造及び設備に変更がなく、当該20号タンクの経歴や維持管理状況等の確認により当該タンクが政令第11条第1項第4号（水張又は水圧試験に係る部分に限る。）等の基準に適合するとき。

(イ) 20号タンクを直接移設する場合（平成10年10月13日付消防危第90号引用）

製造所又は一般取扱所に設置されており、定期点検の記録等により適正に維持管理されていることが確認できる20号タンクについて、タンク本体の変更を行わずに市内の別の製造所又は一般取扱所に直接移設する場合。

オ 次に掲げる水張検査・水圧検査については検査方法の特例によることができる。

(ア) 廃止施設の鋼製強化プラスチック製二重殻タンクを再利用する場合（平成10年10月13日付消防危第90号）

廃止された危険物施設に埋設されている鋼製強化プラスチック製二重殻タンクを他の場所の危険物施設に埋設し再利用する場合は完成検査前検査が必要となるが、強化プラスチック製の外殻を取り外すことなく定期点検の加圧試験（水による加圧。試験圧力70kPa）による完成検査前検査を実施できるのは市内のタンクを再利用する場合のみとする。

なお、他都市に埋設する場合は移設先の市町村長が認めた場合のみ実施する。

(イ) 指定数量未満の20号タンクが指定数量以上のタンクとなる場合

容量が指定数量未満の20号タンク（完成検査前検査未実施で、屋外又は屋内に設置されたものに限る。）がタンク本体を変更せず品名又は倍数の変更で指定数量以上となる場合、さび止め塗装を撤去せずに当該タンク外面のよごれ等を清掃除去した上で、タンクの水張による24時間静置後の液量の変化及び貯蔵物品の漏洩の

有無の確認によることができる。なお、自主試験結果のあるタンクにあつては、完成検査前検査で貯蔵する液体を変更前の貯蔵危険物とすることができる。

(ウ) 非危険物タンクが指定数量以上の20号タンクとなる場合

完成検査前検査未実施の非危険物タンクがタンク本体を変更せず貯蔵物品の変更で指定数量以上の危険物タンクとなる場合、完成検査前検査においてのさび止め塗装の撤去は溶接部のみとすることができる。なお、自主試験結果のあるタンクにあつては、完成検査前検査に貯蔵する液体を変更前に貯蔵している非危険物とすることができる。

(エ) 製造所等の区分変更又は同一敷地内での位置変更の場合

製造所等の区分変更又は同一敷地内での位置変更の手続きを製造所等の廃止及び設置により処理する場合に限り、当該製造所等において使用していた附属タンク等の水張検査又は水圧検査はさび止めの撤去を行わない状態での24時間の外観検査及び気密検査とすることができる。

(オ) 製造所又は一般取扱所のユニットに組み込まれた状態で輸入され、かつ、海外の公正かつ中立な検査機関により検査が実施されている場合（平成13年3月23日付消防危第35号）

当該ユニットから液体危険物タンクを取り外し、塗料を剥がすなどの処理を行った後に試験を実施することで、安全性を損なう恐れがある場合は、海外の公正かつ中立な検査機関により作成された検査報告書（政令9条第1項第20号の水張試験又は水圧試験と同等以上の試験が実施されたものに限る。）を活用することにより、水張試験又は水圧試験を実施してもよい。

(カ) 既設の地下貯蔵タンクに、内部の腐食を防止するためのコーティングを実施する際にマンホールの取付け工事を実施する場合

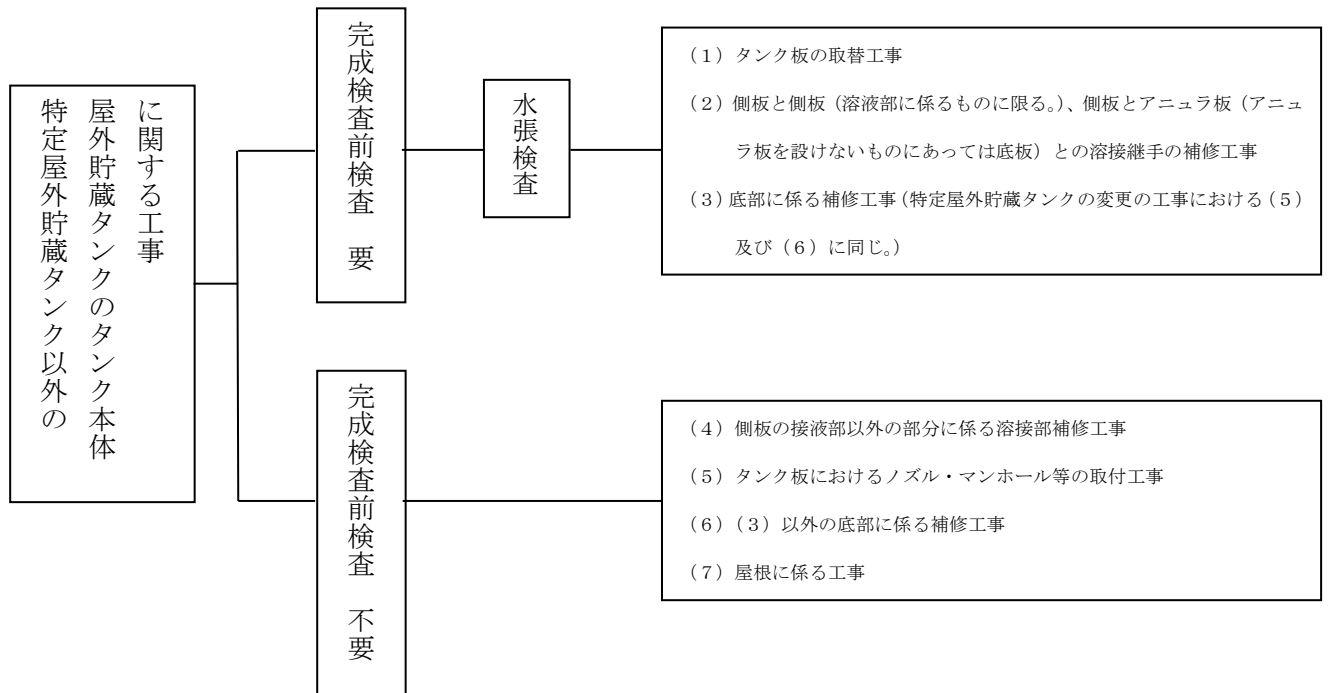
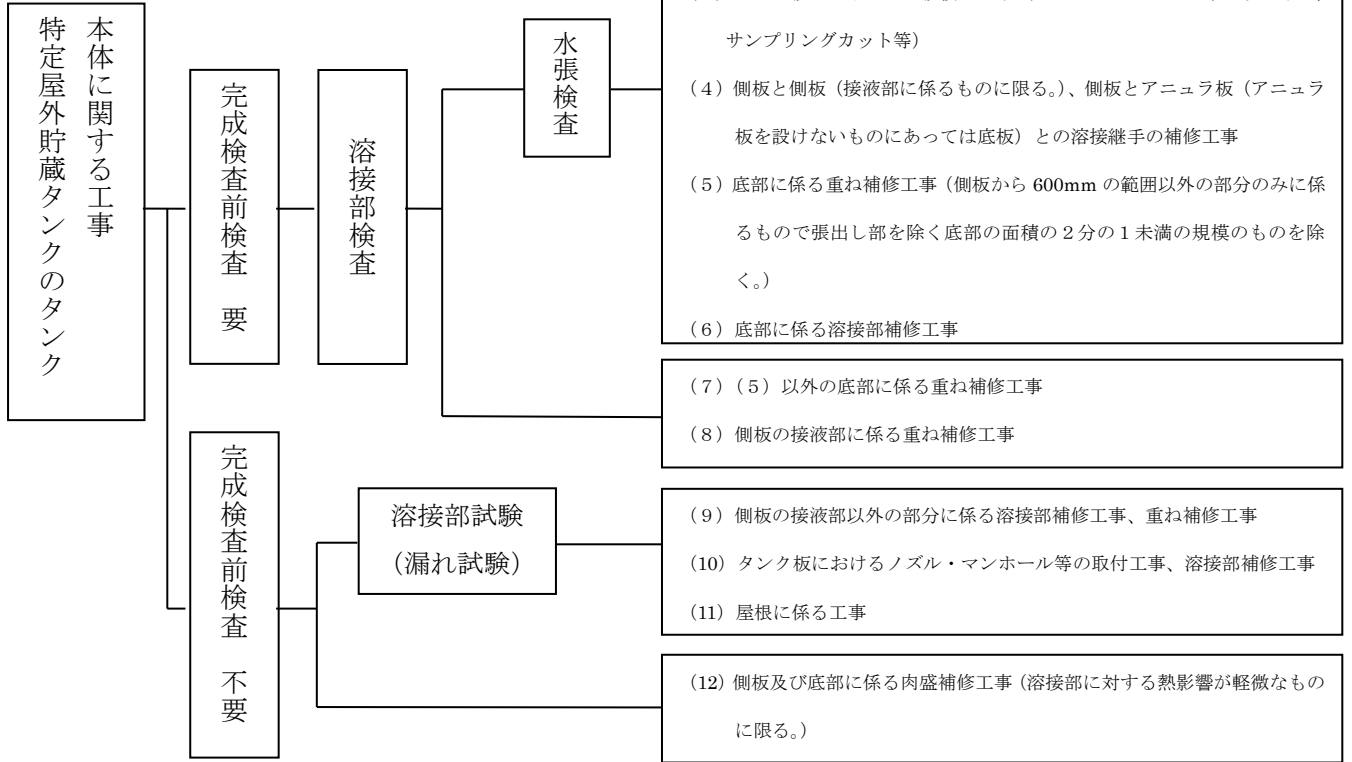
水圧検査に代えて、告示第71条第1項第1号に規定するガス加圧法とすることができる。

(3) 屋外貯蔵タンク又は屋内貯蔵タンクの変更工事に係る完成検査前検査等

屋外貯蔵タンクの変更工事に係る完成検査前検査等については次表によること。

なお、屋外貯蔵タンクの例によることとされている製造所及び一般取扱所の危険物を取り扱うタンクで屋外又は屋内にあるもの、並びに屋内タンク貯蔵所の屋内貯蔵タンクについても同様の取扱いとなること。（昭和59年7月13日付消防危第72号）

○屋外貯蔵タンクのタンク本体に関する変更  
工事に係る完成検査前検査等<例示>



(注) 溶接部に対する熱影響が軽微な肉盛り補修工事とは、溶接継手から母材の板厚の5倍以上の間隔を有している肉盛り補修工事をいうものであること。

#### 4 完成検査の方法（平成9年3月26日付消防危第35号）

(1) 完成検査は許可申請書の正本に基づいて行い、完成検査時において確認検査等ができないと認められる内容については適宜中間検査を実施し、その結果を調査書にすべて記入すること。

(2) 完成検査の際には、設置者が事前に実施した自主検査結果等を活用すること。その際には事前に確認する事項を申請者と十分調整すること。この場合、現地で自主検査結果等により確認した事項を調査書にすべて記入すること。なお、活用方法については、次に示すとおりとする。

##### ア 位置、構造及び設備（消火設備等を除く。）に係る事項

設置者等の自主検査結果報告書、自主検査結果データ、施工管理記録、施工記録写真、製造者の検査結果証明書（ミルシート）、検査記録写真等を活用すること。ただし、技術上の基準の適合状況が確認できる必要最小限のものとする。

##### イ 消防用設備等に係る事項

製造者の検査成績証明書、設置者の検査記録写真、消防用設備等試験結果報告書等を活用することができる。なお、完成検査事項等については、次のとおりとする

##### (ア) 工事規模等ごとの消火設備の完成検査事項

###### a 設置及び増設の変更工事

新規の設置工事又は増設の変更工事においては、1つの防護区画等で放出試験を行うこと。なお、小規模な泡ヘッドの増設については消火薬剤の放出を水に替えることができる。

###### b 上記以外の変更工事

放出口、附属設備、配管等の取替え又は配管の小規模なルート変更等の変更工事においては、消火薬剤の放出試験及び通水等の試験は省略し、外観、仕様等についてを確認するものとする。ただし、配管の取替又は変更については、通水等の自主試験を実施すること。

(イ) 警報設備のうち、自動火災報知設備及び非常ベルについては抜き取りの作動試験を行うこと。

##### ウ 消防用設備等試験結果報告書に該当項目のないものの取扱い

泡消火設備の泡チャンバー、泡モニター等で消防用設備等試験結果報告書の欄に明記されていない機器については、当該報告書中の「ア 外観試験の泡放出口の機器の泡ヘッドの欄」、「ウ 総合試験の泡放射試験（低発泡のものによる）の固定式の欄」、「備考の欄」等を用いて記載するものとする。

##### (3) 完成検査後の試運転用工事架台等の取扱い

完成検査後の試運転時に保守及び監視等で必要となる工事用架台等は撤去予定の

確認ができれば完成検査時において認めてもよい。

#### 5 完成検査後及び完成検査前検査後の処理

(1) 検査後はすみやかに適合又は不適合の処理をすること。具体的には次の場合とする。

ア 政令の技術上の基準に適合していない場合

イ 政令の技術上の基準に適合しているが、申請書の内容と異なるもので、次に掲げる場合

(ア) 製造所等の位置を著しく変更した場合

(イ) 製造所等の建築物の構造を変更した場合（部分変更を除く。）

(ウ) 製造所等の敷地面積又は建築面積を著しく変更した場合

(エ) 危険物を取り扱う設備を増設し、又は変更した場合（変更の内容が軽易なものを除く。）

(オ) タンクの容量を増減し、省令第3条に定める空間容積内で処理できない場合

(カ) 政令及び省令で定める製造所等の附属設備を増設し、又は変更した場合（変更の内容が軽易なものを除く。）

(2) 前(1)による不適合事項があっても、当該検査終了までに申請書どおりに補修等がなされ、完成したときは、不適合処分としないこと。

(3) 前(1)に掲げる以外の場合においては、不適合とせず、資料提出又は図面訂正により処理すること。

#### 第4 譲渡又は引渡届

##### 1 譲渡又は引渡となる契約の内容の例

###### (1) 管理委託契約が締結された場合（昭和58年11月17日付消防危第119号）

貸借契約の締結等により管理の主体が移転する場合で、運営管理に伴う保安上の責任及び製造所等の変更権が受任者に移転すること等が特約されている場合は、引渡となる。

###### (2) 会社等が合併された場合

設置者である会社が、吸収合併又は新設合併された場合は、存続会社又は新設会社が譲渡を受けた者となる。

##### 2 譲渡又は引渡の証明

###### (1) 譲渡の証明

譲渡の登記の写し若しくは譲渡契約書の写し又は譲渡人の発行した所有権を移転した旨の証明書を添付すること。

###### (2) 引渡の証明

引渡に係る契約書の写し又は引渡人の発行した引渡の契約がなされた旨の証明書を添付すること。

##### 3 移動タンク貯蔵所譲渡の特例

第14 移動タンク貯蔵所に係る申請等の規定によること。

##### 4 譲渡又は引渡とならない例

次の場合は、軽微変更届出書により資料を提出すること。

###### (1) 製造所等の変更権を伴わない管理者の変更

ア 雇用契約が締結されている従業員に管理権を委任した場合

イ 製造所等の管理を他人に委任した場合

###### (2) 設置者の名称変更

ア 同一組織内の所管変更により、設置者が変更した場合

イ 国又は地方公共団体等の製造所等で、庁、部局等の長が設置者となっているもので組織内の所管変更により、設置者が他の庁、部局等の長に変更された場合

ウ 設置者である会社等の名称を変更した場合

## 第5 品名、数量又は指定数量の倍数変更届等

- 1 品名、数量又は指定数量の倍数変更届は、現に許可を受けている位置、構造及び設備に変更がなく、危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更だけを行う場合とする。ただし、指定数量の倍数の変更に伴い保有空地の増大が必要となる場合は変更許可が必要となり、減少する場合は倍数変更届への図面の添付が必要となる。
- 2 品名の記載のみでは指定数量が不明な物品については、規則第10条第2項の規定により、危険物データベース登録確認書又は確認試験結果報告書等を添付すること。
- 3 危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令(昭和63年政令第358号)及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成元年省令第5号)の附則により、当該製造所等に係る指定数量の倍数が、平成2年5月23日における指定数量の倍数を超えないことを条件に新たな基準を適用しないこととされている製造所等については、当該指定数量の倍数を超えないこと。
- 4 危険物以外の物品の貯蔵の届出について  
危険物以外の物品を貯蔵する場合、届出は以下のとおりとする。
  - (1) 省令第38条の4第1号(へを除く。)及び第2号(危険物に該当しない不燃性の物品は除く。)に係る物品については、その物品名及び数量を品名、数量又は指定数量の倍数変更届書により届け出ること。
  - (2) 省令第38条の4に定めるもののうち、上記(1)以外の物品及び必要最小限の危険物の貯蔵に伴い必要なパレット等の貯蔵用資材、段ボール等の梱包用資材、空容器類、フォークリフト等の荷役機器、油吸着マット等の防災資機材等を貯蔵する場合は、その物品名及び数量を軽微変更届出書により届け出ること。
- 5 同一品名のうち化学名を変更するときは、軽微変更届出書により届け出ることができる。



## 第6 廃止届等

### 1 廃止届の留意事項

- (1) 届出者は、設置者と同一人であること。
- (2) 廃止届には、規則第11条の規定により最新の完成検査済証及びタンク検査済証（副）を添付すること。なお、紛失等により添付できないときは理由書を提出すること。
- (3) 「廃止年月日」の欄は、製造所等の用途を廃止した日であり、届出年月日と同一日又はそれ以前の日付とすること。
- (4) 「残存危険物の処理」の欄には、火災・爆発等の事故防止のため危険物施設内に可燃性混合気が滞留しない状態とした等の処理をした方法を記載すること（平成17年1月14日付消防危第14号）
- (5) 地下貯蔵タンクの用途を廃止するときにあつては、平成3年7月11日付消防危第78号に定める「地下貯蔵タンクの用途廃止に係る安全管理指針」に基づく処理の実施を指導すること。
- (6) 危険物設備、配管、タンク等は原則撤去で指導すること。なお、タンクを埋設した状態にしておく場合は、原則砂埋めとし、配管を残置する場合も封止等の措置を指導すること。
- (7) 廃止に伴う製造所等からの危険物の抜き取り量の合計が、指定数量を超過するときは、別途仮貯蔵、仮取扱申請を必要とする。
- (8) 事前に危険物の抜き取りの有無、洗浄方法、解体作業等について十分に協議し、その内容を廃止届の残存危険物の処理の欄に記載させるとともに、必要に応じて資料を添付させること。
- (9) 必要に応じて現地確認を実施すること。

## 第7 資料提出（軽微変更届出）等

### 1 変更許可を要しない軽微な変更工事の範囲

製造所等の変更工事が法第10条第4項の位置、構造及び設備の基準（以下「基準」という。）に関係する場合は、法第11条後段の規定に基づき原則として変更許可が必要である。しかし、維持管理を目的とする工事が行われる結果、基準の内容と関係がない工事については変更許可を要しない。したがって、製造所等を構成する部分のうち危険物以外の物質を貯蔵し、又は取り扱う部分（以下「非対象設備」という。）については、位置の基準並びに消火設備及び警報設備以外の基準の適用はないため、非対象設備のみの変更工事が行われる場合において位置又は消火設備若しくは警報設備に変更を生じないものについては、変更の許可を要しない。

また、危険物を貯蔵し、若しくは取り扱う部分（以下「対象設備」という。）又は対象設備と非対象設備の両方の部分に関して行われる変更工事については、位置、構造及び設備の基準との関連により変更許可を要するかどうかについて判断する必要がある。

他方、形式的には基準の内容と関係が生じる場合においても、その内容が軽微であるため保安上の問題が生じないものについては、変更の許可を要しないものとする。

したがって、変更工事については、その形態に応じ資料等による確認を実施し、当該変更工事が基準の内容と関係が生じないものであると判断できる場合又は形式的には基準の内容と関係が生じるが保安上の問題を生じさせないものであると判断できる場合は資料等による確認を実施せずに、当該変更工事を「軽微な変更工事」として変更許可を要しないものとする。

### 2 「軽微な変更工事」の判断基準（平成14年3月29日付消防危第49号引用）

- (1) 工事の内容が極めて軽微であることから、基準の内容と関係が生じないこと、又は保安上の問題を生じさせないことが明白であるものについては、資料等による確認を要することなく、「軽微な変更工事」として変更許可を要しないものとする。

この場合においては、事後における資料等の提出も要しない。

- (2) 変更工事の内容が基準の内容と関係が生じるかについて確認する必要があるものについては、「確認を要する変更工事」として事前に工事内容の資料等の提出を要すること。この場合において、工事の内容が基準の内容と関係が生じないもの、又は保安上の問題を生じさせないことが明らかであることになった場合は、「軽微な変更工事」として変更許可の手續を要しないものとする。

変更工事が、保安上の問題を生じさせないものであると判断するための要件をあらかじめ一律に定めることは困難であるが、一般的には、少なくとも次の要件を満たす必要がある。

- ア 変更工事に伴い、製造所等の許可に係る危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更がないこと。

- イ 変更工事に伴い、位置に係る技術上の基準に変更がないこと。
- ウ 変更工事に伴い、建築物又は工作物の技術上の基準のうち、防火上又は強度上の理由から必要とされる基準に変更がないこと。
- エ 変更工事に伴い、通常の使用状態において、可燃性蒸気又は可燃性微粉の滞留するおそれのある範囲の変更がないこと。

### 3 「軽微な変更工事」の具体的な判断基準

#### (1) 製造所等において行われる小規模な変更工事（平成14年3月29日付消防危第49号）

ア 変更工事の内容もさまざまであるが、「資料による確認を要さない軽微な変更工事」と「確認を要する変更工事」に関する具体的な判断資料は、表1のとおりである。判断にあたり、表1中の「取替」、「補修」等の工事区分の定義及び備考欄の確認事項に注意すること。

イ 表1に掲げられていない変更工事であっても変更の程度がこれらの例の何れかと類似又は同等であると認められるものについては、「軽微な変更工事」となる場合がある。

ウ 製造所等において行われる変更工事が「変更許可を要する変更工事」又は「軽微な変更工事」に該当するかの判断のフローは図1に示すとおりである。

#### (2) 屋外タンク貯蔵所のタンク本体及び付属設備の小規模な溶接工事（平成9年3月26日付消防危第36号）

ア 屋外タンク貯蔵所のタンク本体及び付属設備の小規模な肉盛補修、重ね補修等の溶接工事は、「確認を要する変更工事」に該当する。

イ 当該溶接工事が「軽微な変更工事」に該当する具体的な判断資料は、表2のとおりである。

### 4 「確認を要する変更工事」等の手続き

#### (1) 任意様式による資料により事前に「軽微な変更工事」又は「変更許可を要する変更工事」に該当するかを確認し、軽微な変更工事と判断された場合は規則第9条第1項第2号の規定に基づき「製造所等の軽微な変更の届出」が必要である。

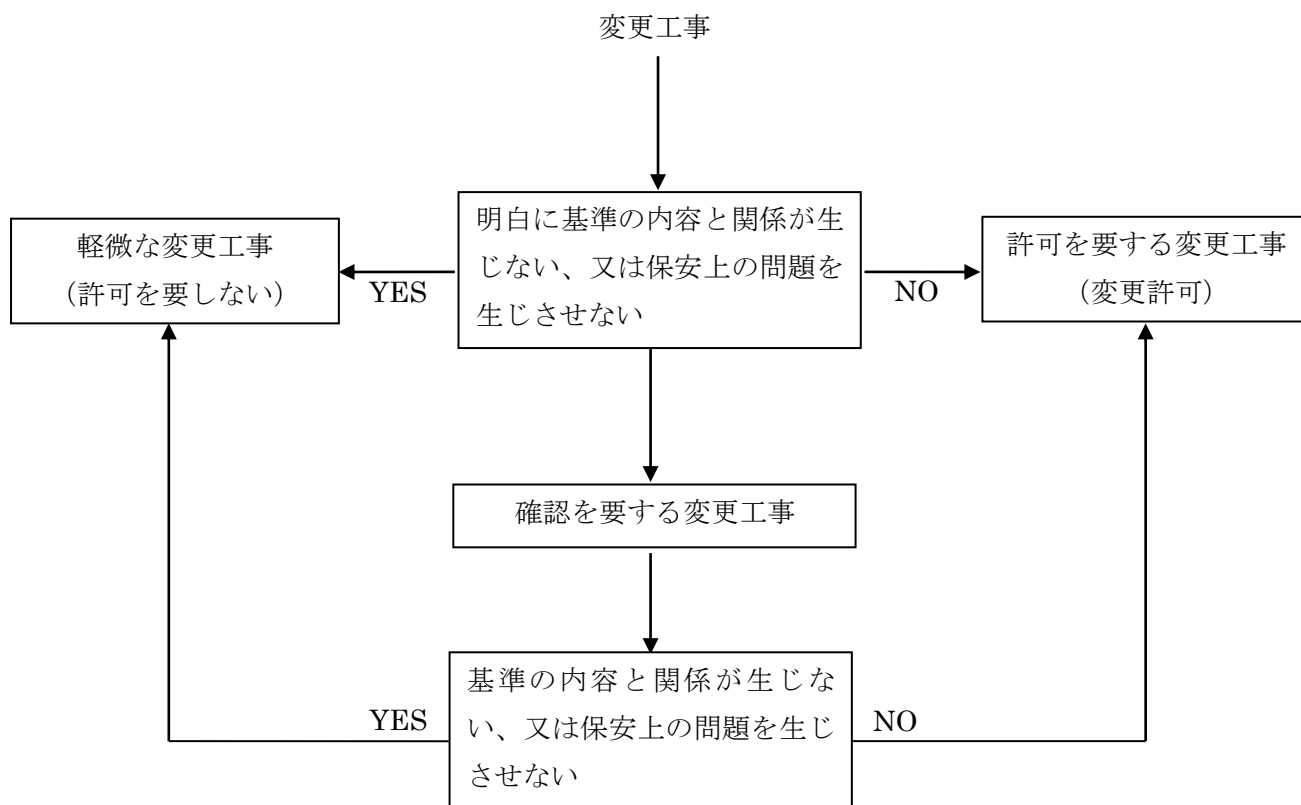
変更工事の内容が基準と関係が生じた時又は保安上の問題が生じた時は、当該変更工事は変更許可を要する工事となる。

#### (2) 前3(2)に係る工事関係資料には溶接工事がタンクの補修基準に適合し、タンク本体に熱的影響の少ない溶接工事方法、自主検査方法、施工管理方法等を添付すること。なお、特定屋外貯蔵タンク又は準特定屋外貯蔵タンクの場合は溶接部検査に係るタンク本体の変更工事に準じた資料を添付するとともに非破壊検査を行うよう努めること。

#### (3) 工事の形態により、「変更許可を要する工事」と「確認を要する変更工事」とを同時に行う場合には、変更許可申請書に「確認を要する変更工事」の資料を添付することができる。（平成14年3月29日付消防危第49号）

- (4) 軽微な変更工事のうち、溶接等火花を発生する器具等を使用する極めて小規模な変更工事又は工事期間中の安全確認のために必要な場合にあつては、規則第13条の2第1項の規定による火気使用工事届を提出すること。なお、「確認を要する変更工事」の手続きを行う際に、上記資料を添付することにより、火気使用工事届を省略することができる。
- (5) 「軽微な変更工事」を実施した場合は、許可申請と同様に構造及び設備を明示した書類又は図面に、実施日及び内容等を必ず記録保存すること。

図1 製造所等において行われる変更工事に係る判断のフロー



注意

- 1 第1段階の判断は設置者等が表1等により行い、表の確認を要する変更工事に該当するもの等は軽微な変更工事に該当するかの判定が必要なものとなる。
- 2 確認を要する変更工事は任意様式による資料を提出して、消防の確認を受け、軽微な変更工事に該当するかを決定する。

表1 確認を要しない変更工事等の具体的な例示

1 変更工事の区分

変更工事は、「取替」、「補修」、「撤去」、「増設」、「移設」及び「改造」に区分する。

2 取替等の定義

- (1) 「取替」とは、製造所等を構成する機器・装置等を既設のものと同等の種類、機能・性能等を有するものに交換し、又は作り直すことをいい、「改造」に該当するものを除く。
- (2) 「補修」とは、製造所等を構成する機器・装置等の損傷箇所等の部分を修復し、原状に復することをいい、「改造」に該当するものを除く。
- (3) 「撤去」とは、製造所等を構成する機器・装置等の全部又は一部を取り外し当該施設外に搬出することをいう。
- (4) 「増設」とは、製造所等を構成する機器・装置等の設備を設置することをいう。
- (5) 「移設」とは、製造所等を構成する機器・装置等の設置位置を変えることをいう。
- (6) 「改造」とは、現に存する製造所等を構成する機器・装置等の全部又は一部を交換、作り直し等を行い当該機器・装置等の構成、機能・性能を変えることをいう。

表1 具体的例示（共通事項）

構造、設備等の名称	確認を要する変更工事	確認を要しない軽微な変更工事	備考（確認を要する変更工事について軽微な変更となる場合の確認事項の例）
1 建築物及び工作物			
（建築物）			
屋根（キャノピー含む。）、壁、床、はり等		補修	
防火上重要でない間仕切壁	増設、移設、改造、撤去	取替、補修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の壁の構造基準に変更がないこと</li> <li>・消火設備、警報設備及び避難設備に変更がないこと（ただし、消防設備の軽微な変更工事の範囲を除く）</li> </ul>
内装材		取替、補修、撤去	
防火設備		取替、補修	
ガラス・窓・窓枠		取替、補修	
階段		取替、補修	

(工作物)			
保安距離、保有空地の代替措置の塀・隔壁		補修	
架構		補修	
配管、設備等の支柱・架台、耐火措置	取替	補修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配管、設備の耐震計算等に変更がないこと</li> <li>・耐火性能、耐火被覆材料、施工方法に変更がないこと</li> </ul>
歩廊、はしご		取替、補修	
(保有空地)			
植栽	増設、移設、改造	取替、補修、撤去	・保有空地に係る基準に変更がない
2 タンク等			
(基礎等)			
犬走り・法面・コンクリートリング	補修		・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの
地下タンク上部スラブ	補修		・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの
(構造等)			
屋根支柱・ラフター・ガイドポール等	補修		・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
屋外タンクの支柱の耐火措置		取替、補修	
階段・はしご・手摺り等	取替	補修	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
(設備等)			
タンク元弁		取替、補修	
通気管(地上部分に限る)	取替	補修	
サクシオンヒーター・ヒーターコイル等の加熱配管等(蒸気、温水等を用いたものを除く)	取替	補修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管径、板厚、材質、経路の変更がないこと</li> <li>・危険物の取扱いに変更がないこと</li> <li>・加熱の状態、方法等に変更がない</li> </ul>

サクシオンヒーター・ヒーターコイル等の加熱配管等（蒸気、温水等を用いたものに限る）		取替、補修	
内面コーティング（屋外貯蔵タンクを除く）	増設、移設、改造、撤去	取替、補修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貯蔵危険物とコーティングの組合せが不適正でないもの</li> <li>・タンクからの漏えいを誘発するおそれのないこと</li> </ul>
雨水浸入防止措置		増設、移設、改造、取替、補修、撤去	
3 危険物設備等			
（配管等）			
配管（地下配管・移送取扱所を除く）	取替、補修、撤去		<ul style="list-style-type: none"> <li>・管径、板厚、材質、経路の変更がないこと</li> <li>・危険物の取扱いに変更がないこと</li> </ul>
配管（地下配管・移送取扱所を除き、フランジで結合されるものに限る）	補修、撤去	取替	
配管のベントノズル・ドレンノズル・サンプリングノズル等（移送取扱所を除く）	増設、移設、改造	取替、補修、撤去	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管径、板厚、材質、経路の変更がないこと</li> <li>・危険物の取扱いに変更がないこと</li> </ul>
配管の加熱装置（蒸気・温水等を用いたものに限る）		取替、補修	
配管の加熱装置（蒸気・温水等を用いたものを除く）	取替	補修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱媒体となる物質に変更がないこと</li> </ul>
配管ピット・注入口ピット・地下配管接合部の点検ます		取替、補修	
漏洩点検口（移送取扱所）		取替、補修	
漏洩検知装置（移送取扱所）	取替	補修	
配管に設けられる弁（移送取扱所を除く）	撤去	取替、補修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物の取扱いに変更がないこと</li> </ul>

(機器等)			
ポンプ設備 (移送取扱所を除く)	取替、撤去	補修	・危険物の取扱いに変更がないこと ・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留のおそれのある範囲に設置しないこと
熱交換器	撤去	取替、補修	・危険物の取扱いに変更がないこと
熱交換器に附属する送風設備（電動機を除く）、散水設備等		取替、補修	
攪拌装置（電動機を除く）	撤去	取替、補修	・危険物の取扱いに変更がないこと
炉材		取替、補修	
反応器等の覗き窓ガラス（サイトグラス）		取替、補修	
加熱・乾燥設備に附属する送風・集塵装置（電動機を除く。）	撤去	取替、補修	・可燃性蒸気又は微粉の送風・集塵方法に変更がないこと
波返し・とい・受け皿等飛散防止装置	撤去	取替、補修	・危険物のもれ、あふれ又は飛散に対する措置に変更がないこと
ローディングアーム・アンローディングアーム（移送取扱所を除く。）	取替、撤去	補修	・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留のおそれのある範囲に設置しないこと
ローラーコンベアー等危険物輸送設備（電動機を除く。）	撤去	取替、補修	・危険物の取扱いに変更がないこと
可燃性ガス回収装置	取替、撤去	補修	・可燃性ガス回収の保安管理に変更がないこと
保温（冷）材（屋外貯蔵タンクのタンク本体に係るものを除く。）	撤去	取替、補修	・保温（冷）材の撤去により、危険物の温度変化による危険性を増やさないこと
排出設備（ダクト等を含む）	取替	補修	・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留のおそれのある範囲に設置しないこと



換気設備 (ダクト等を含む)		取替、補修	
電気防食設備		取替、補修	
(制御装置・安全装置)			
圧力計、温度計、液面計 等現場指示型計装設備	増設、移設、改造	取替、補修、撤去	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物の取扱いに変更がないこと</li> <li>・新たに配管又はタンクにノズルを設ける等変更がないこと</li> </ul>
安全弁・破裂板等安全装置		取替、補修	
温度・圧力・流量等の調節等を行う制御装置(駆動源・予備動力源等を含む。)	取替	補修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物の取扱いに変更がないこと</li> </ul>
緊急遮断(放出)装置(安全弁等を除く。) ・反応停止剤供給装置等の緊急停止装置(駆動源・予備動力源・不活性ガス封入装置等を含む。)	取替	補修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急停止等に係る制御条件に変更がないこと</li> </ul>
地下タンクのマンホールプロテクター	増設、移設、改造、 取替、撤去	補修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上部スラブの変更を伴わないこと</li> </ul>
4 防油堤及び排水設備等			
(防油堤)			
防油堤(仕切堤を含む。)	補修		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの</li> <li>・配管等の変更を伴わないこと</li> </ul>
防油堤水抜弁	増設、移設、改造、 撤去	取替、補修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水抜弁を複数にすること</li> <li>・複数の水抜弁のうち、撤去しても基準を満足すること</li> <li>・防油堤の技術上の基準に抵触しない</li> </ul>
防油堤水抜弁の開閉表示装置	増設、移設、改造、 撤去	取替、補修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水抜弁の開閉表示を複数にすること</li> <li>・複数の開閉表示のうち、撤去しても基準を満足すること</li> </ul>

防油堤の階段（防油堤と一体構造のもの。）	取替	撤去	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防油堤の基礎等の変更を伴わないこと</li> <li>・省令22号第2項第16号の規定に基づくものではないこと</li> </ul>
防油堤の階段（防油堤と一体構造でないもの。）	増設、移設、改造、撤去	取替、補修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防油堤の基礎等の変更を伴わないこと</li> <li>・省令22号第2項第16号の規定に基づくものではないこと</li> </ul>
（排水溝等）			
排水溝・ためます・油分離層・囲い等	取替	補修	
危険物が浸透しない材料で覆われている地盤面・舗装面（地下タンクの上部スラブを除く。）		補修	
5 電気設備等			
電気設備	増設、移設、改造、撤去	取替、補修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留のおそれのある範囲に設置しないこと</li> </ul>
避雷設備		取替、補修	
静電気除去装置		取替、補修	
6 消火設備及び警報設備			
（消火設備）			
ポンプ・消火薬剤タンク	取替	補修	
1～3種消火設備（散水、水幕設備を含む。）の配管、消火栓本体、泡チャンパー等の放出口等（泡ヘッドを除く。）	取替	補修	
1～3種消火設備の弁、ストレーナー、圧力計等		取替、補修	
第4・5種消火設備	増設、移設、改造	取替、補修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主設置に係るもの</li> </ul>

消火薬剤		取替	
(警報設備)			
警報設備（自動火災報知設備の受信機・感知器を除く）	増設、移設、改造	取替、補修	・警戒区域に変更がないこと
自動火災報知設備の受信機		取替、補修	
自動火災報知設備の感知器		取替、補修	
7 その他			
標識・掲示板	増設、移設、改造	取替、補修	・自主的に増設するもの

表1-2 具体的な例示（施設別事項）

構造、設備等の名称	確認を要する変更工事	確認を要しない軽微な変更工事	備考（確認を要する変更工事について軽微な変更となる場合の確認事項の例）
<b>【一般取扱所】</b>			
ボイラー・炉等のバーナーノズル		取替、補修	
塗装機噴霧ノズル・ホース等		取替、補修	
運搬容器の充てん設備（固定注油設備）	撤去	取替、補修	・危険物の取扱いに変更がないこと
分析計（キュービクル内取付を含む。）「分析計（例）サルファー分析計・ガスクロマトグラフィ等」		取替、補修、撤去	
作業用広報設備（スピーカー）		増設、移設、改造 取替、補修、撤去	
<b>【屋内貯蔵所】</b>			
ラック式以外の棚		取替、補修、撤去	
ラック式棚	取替	補修	・耐震計算等に変更がないこと
冷房装置等	取替	補修	・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留のおそれのある範囲に設置しないこと
<b>【屋外タンク貯蔵所】</b>			
可とう管継手（認定品）		取替	
可とう管継手（認定品以外）	取替		・管径、経路の変更がないこと
ローリングラダー（浮き屋根に設ける設備）	取替	補修	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
ポンツーン	補修		・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
浮き屋根のウェザーシールド（浮き屋根に設ける設備）		取替、補修	

浮き屋根のシール材 (浮き屋根に設ける設備)	取替	補修	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
ルーフドレン (浮き屋根に設ける設備)	取替	補修	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
保温(冷)材		取替、補修	
流出危険物自動検知警報装置		取替、補修	
コーティング	増設、移設、改造、 取替、撤去	補修	・貯蔵危険物とコーティングの組合せが不適切でないもの ・タンク底部からの漏えいを誘発するおそれのないこと
<b>【屋内タンク貯蔵所】</b>			
出入口の敷地		取替、補修	
<b>【簡易タンク貯蔵所】</b>			
固定金具		取替、補修	
<b>【移動タンク貯蔵所】</b>			
底弁、底弁の手動・自動閉鎖装置		補修	
マンホール・注入口のふた		取替、補修	
マンホール部の防熱・防塵カバー		取替、補修	
品名数量表示板	移設	増設、改造、取替、 補修	・自主的に設置するもの
Uボルト		取替、補修	
可燃性蒸気回収ホース		取替、補修	
注油ホース(ノズル及び結合金具を含む。) (積載式以外)		取替、補修	
箱枠	取替、補修		・箱枠の溶接線補修であること ・重量の増減によるすみ金具等の荷重計算に変更がないこと

積載式の移動貯蔵タンクの追加	増設		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ I S Oコンテナで国際海事機関が確認しているタンク</li> <li>・ タンク重量の増減によるすみ金具等の荷重計算に変更がないこと</li> </ul>
<b>【屋外貯蔵所】</b>			
周囲の柵		取替、補修	
ラック式棚	取替	補修	・ 耐震計算等に変更がないこと
固体分離槽	取替	補修	
シート固着装置		取替、補修	
<b>【給油取扱所】</b>			
(工作物)			
防火塀		補修	・ ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの
犬走り、アイランド等		補修	・ ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの
サインポール・看板等(電気設備)	増設、移設、改造	取替、補修、撤去	・ 可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
日除け等(キャノピーを除く)	増設、移設、改造	取替、補修、撤去	・ 上屋の面積に変更のないこと
(給油機器等)			
給油量表示装置	増設、移設、改造	取替、補修、撤去	・ 可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
カードリーダー等省力機器	増設、移設、改造	取替、補修、撤去	・ 可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
通気管のガス回収装置		取替、補修、撤去	
タンクローリー用アースターミナル	増設、移設、改造、撤去	取替、補修	
固定給油(注油)設備(認定品に限る) ※1	改造、撤去	取替、補修	・ ホース長の変更がないこと

(その他の設備機器等)			
混合燃料油調合器・蒸気洗浄機、洗車機、オートリフト等 ※2	取替、撤去	補修	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
自動車の点検等に使用する機器等（オートリフト等を除く。）	増設、移設、改造	取替、補修、撤去	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
セールスルーム（ショップを含む。）内の電気設備・給排水設備	増設、移設、改造	取替、補修、撤去	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
セルフ給油取扱所の監視機器・放送機器・分電盤・照明器具		取替、補修	
【販売取扱所】			
延焼防止用のそで壁・ひさし・垂れ壁	取替	補修	
棚		取替、補修、撤去	
【移送取扱所】			
土盛り等漏えい拡散防止設備		取替、補修	
衝突防護設備		取替、補修	
ポンプ設備	補修		
切替弁・制御弁等		取替、補修	
緊急遮断弁	取替	補修	
ピグ取扱装置	取替	補修	
感震装置	取替	補修	
船舶からの荷卸し又は荷揚げに用いるローディングアーム先端のカプラー	改造、撤去	取替、補修	・ボルトにより取付可能なもの
巡回監視車		取替、補修	

※1 固定給油設備等の取替について、以下のものについては当該「取替」に該当しない。

- ① 固定給油設備等の給油ホースの長さを変更する工事
- ② 給油ホースの先端における最大吐出量を変更する工事
- ③ ホーススライド機能の追加工事

- ④ 固定給油設備等の外装を大きくする工事等に伴い、危険場所が変更前より拡大される工事
- ⑤ 固定給注油設備等の給油ホースの数を変更する工事
- ⑥ 油種判定機能の追加工事又は削除工事

※2 門型洗車機を取替工事に併せ、確認を要する変更工事に以下の工事を行うことができる。

- ① レールの変更等により洗車機の稼動範囲が変わる工事
- ② 洗車機に電光掲示板を設置する工事（危険場所範囲外に設けるものに限る）  
ただし、工事内容が技術基準の内容と関係ないもの、又は技術基準の内容と関係があっても保安上影響を及ぼさないものに限られる。



表2 屋外タンク貯蔵所等の確認を要する変更工事とする小規模な溶接工事  
(平成9年3月26日付消防危第36号)

工事の種別	工事の内容
附属設備に係る溶接工事 (タンク附属物取付用当て板を含む。)	<p>(1) 階段ステップ、配管サポート、点検用架台サポート、アース等の設備の取付工事</p> <p>(2) ノズル、マンホール等に係る肉盛り補修工事</p> <p>(3) 屋根板及び側板の溶接部以外の部分(以下「気相部」という。)におけるノズル、マンホール等に係る溶接部補修工事</p>
屋根に係る溶接部工事	<p>(1) 屋根板(圧力タンク及び浮き屋根式タンクを除く。)の重ね補修工事のうち1箇所当たり<math>0.09\text{m}^2</math>以下であって、合計3箇所以下のもの</p> <p>(2) 屋根板(圧力タンク及び浮き屋根式タンクを除く。)の肉盛り補修工事</p>
側板に係る溶接工事	<p>(1) 側板の気相部分における重ね補修のうち1箇所当たり<math>0.09\text{m}^2</math>以下のもの</p> <p>(2) 側板の気相部における肉盛り補修工事</p> <p>(3) 側板の接液部における肉盛り補修工事のうち、溶接継手から当該母材の板厚の5倍以上の感覚を有しているものであって、1箇所当たりの補修量が<math>0.003\text{m}^2</math>以下、かつ板(母材)1枚当たり3箇所以下のもの</p>
底部に係る溶接工事	<p>(1) 側板の内面から600mmの範囲以外のアニュラ板又は底板の重ね補修工事で補修基準(平成6年9月1日付消防危第73号通知別添1の補修基準)の分類で○に該当する工事において、1箇所当たり<math>0.09\text{m}^2</math>以下であって、合計3箇所以下のもの</p> <p>(2) 側板の内面から600mmの範囲以外のアニュラ板又は底板の肉盛り補修工事で、溶接部から当該板の板厚の5倍以上の間隔を有して行なわれるものであって、1箇所当たりの補修量が<math>0.003\text{m}^2</math>以下であり、かつ、全体の補修量が次に示すもの</p> <p>ア 特定以外の屋外貯蔵タンク <math>0.03\text{m}^2</math>以下</p> <p>イ 1万キロリットル未満の特定屋外貯蔵タンク <math>0.06\text{m}^2</math>以下</p> <p>ウ 1万キロリットル以上の特定屋外貯蔵タンク <math>0.09\text{m}^2</math>以下</p> <p>(3) 側板の内面から600mmの範囲以外の底部に係る溶接部補修工事で、1箇所当たりの補修長さが<math>0.3\text{m}</math>以下であり、かつ、全体の補修長さが次に示すもの</p> <p>ア 特定以外の屋外貯蔵タンク <math>1.0\text{m}</math>以下</p> <p>イ 1万キロリットル未満の特定屋外貯蔵タンク <math>3.0\text{m}</math>以下</p>

	ウ 1万キロリットル以上の特定屋外貯蔵タンク 5.0m以下
製造所等のタンクに係る溶接工事	上記について、屋外タンク貯蔵所又は屋内タンク貯蔵所の例によることとされている製造所及び一般取扱所の危険物を取り扱うタンク並びに屋内タンク貯蔵所の屋内貯蔵タンクについても同様とする。

※注1 溶接工事の量は、保安検査又は開放点検1回当たりに行なわれる工事の量を示す。

※注2 表2中の用語の定義

- ・「重ね補修」とは、母材表面に当て板を行い、当該当て板外周部全周をすみ肉溶接によって接合する補修（タンク附属物取付用当て板を除く。）
- ・「肉盛補修」とは、母材及び部材の表面に金属を溶着する補修
- ・「溶接部補修」とは、溶接部を再溶接する補修（グラインダー仕上げ等の表面仕上げのみの場合を除く。）
- ・「接液部」とは、省令第20号の7に定める接液部。

表3 製造所等の構造・設備の変更を伴わないもの（その他）

資料の提出を要する軽微な変更工事
<p>【その他構造又は設備の変更を目的としない工事の取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移動タンク貯蔵所で同一敷地内において屋外から屋外又は屋内から屋外へ常置場所の変更</li> <li>・給油取扱所で計量機の修理又は計量検定のための一時的な撤去及び取付及びこれに伴う代替計量機に一時的な新設及び撤去の一連工事</li> <li>・給油取扱所で駐車場の設置</li> </ul> <p>【他の手続きに付随して行う変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2章、第1、1、（3）、ア、（イ）による共通防油堤の代表タンクへの変更</li> <li>第1、1、（3）、イ、（ウ）による共通防油堤の代表タンクへの変更</li> <li>第1、1、（3）、ア、（ウ）に掲げる配管設備を完成検査後代表タンクの附属とする場合</li> <li>第1、1、（3）、エただし書に掲げる敷地内距離に係る防火塀等を完成検査後最長の屋外タンク貯蔵所の附属とする場合</li> </ul>

参考資料

屋外貯蔵タンクの補修基準（平成6年9月1日付消防危第73号）

屋外タンク貯蔵所の補修基準

補修基準

補修部分	内容		条件	分類
アニューラ板・底板	当板、	側板より600mm未満		×
	はめ板	側板より	底部板面積の1/2以上	※

	600mm以外	底部板面積の1/2未満	図1を満足する	○	
			図1を満足しない	※	
	取替			図1を満足する	○
				図1を満足しない	※
	肉盛り補修			表1を満足する	○
				表1を満足しない	※
側板	当板	強度メンバーとしての当板		×	
		腐食防止と としての当板	内面当板	図2を満足する。ただし、底部 に接するものを除く	○
	図2を満足しない			※	
		外面当板	図2を満足する	○	
			図2を満足しない	※	
	取替、はめ板			図3、4及び5を満足する	○
				図3、4及び5を満足しない	※
	肉盛り補修			表1を満足する	○
				表1を満足しない	※

注：○印は、基本的な周期の延長可能タンクに適用するもの。

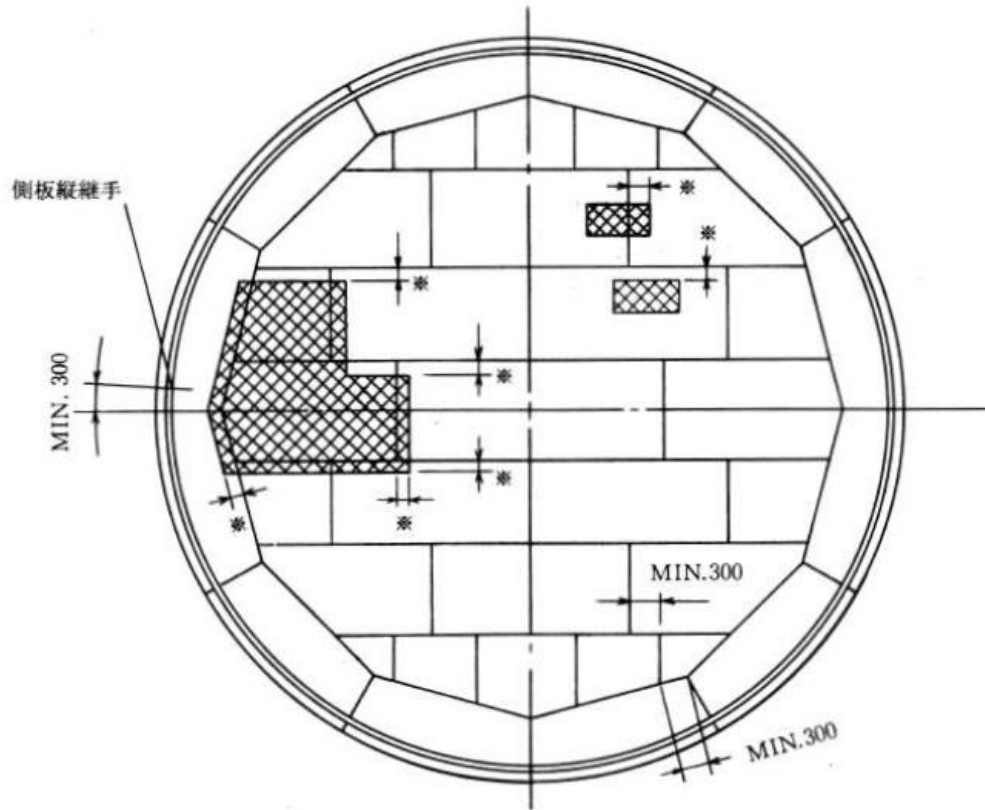
：×、※印は、基本的な周期の延長不可タンクに適用するもの。

表1 肉盛り溶接

材質	肉盛り溶接可能面積	
	1ヶ所に対し	板1枚に対し
軟鋼 (SS、SM、SB材等)	200cm <sup>2</sup> 以下	0.06m <sup>2</sup> 又は板面積の3%のいずれ か小さい値
高張力鋼 低合金鋼	100cm <sup>2</sup> 以下	0.03m <sup>2</sup> 又は板面積の2%のいずれ か小さい値

注：肉盛り溶接相互間の距離は50mm以上離すこと。

図1底板(アニュラ板を含む)における当板及び板取替



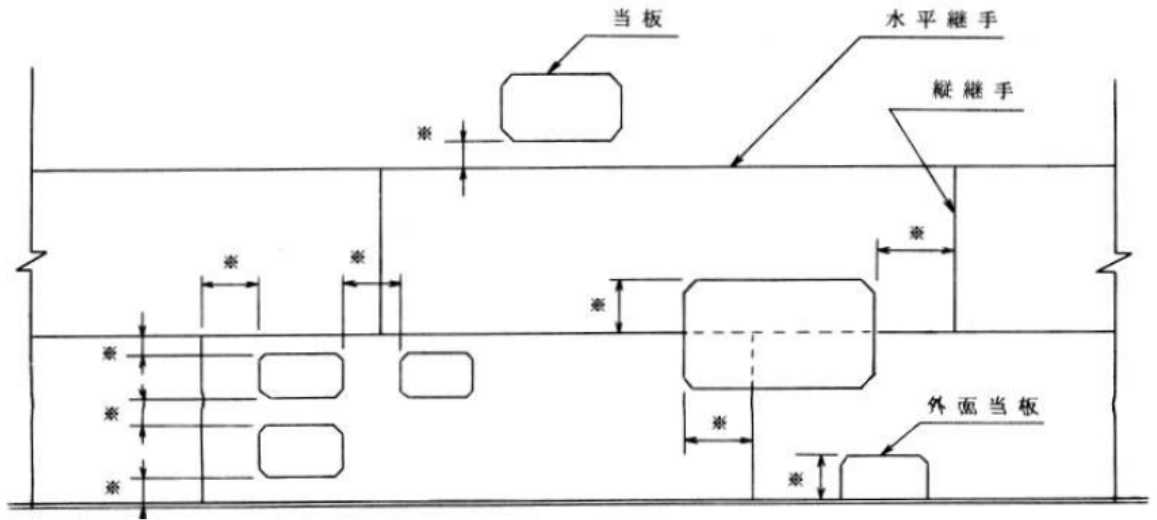
注：※印寸法は底部の板の板厚の5倍とする。

：アニュラ板及び底板を取り替える場合は、上図の各溶接線からの距離を確保すること。

当板の種類	位置	処置
タンク附属物取付用当板	底板上 アニュラ板上（注1）	当板の機能上必要な板厚とし、4.5mm以上の連続すみ肉溶接で取り付ける。
	溶接継手線上	底部の板の板厚と同板厚の当板とし、全厚連続すみ溶接とする。
タンク底板腐食部補修用当板	底板上 アニュラ板上 溶接継手線上	底部の板の板厚と同板厚の当板とし、全厚連続すみ溶接とする。

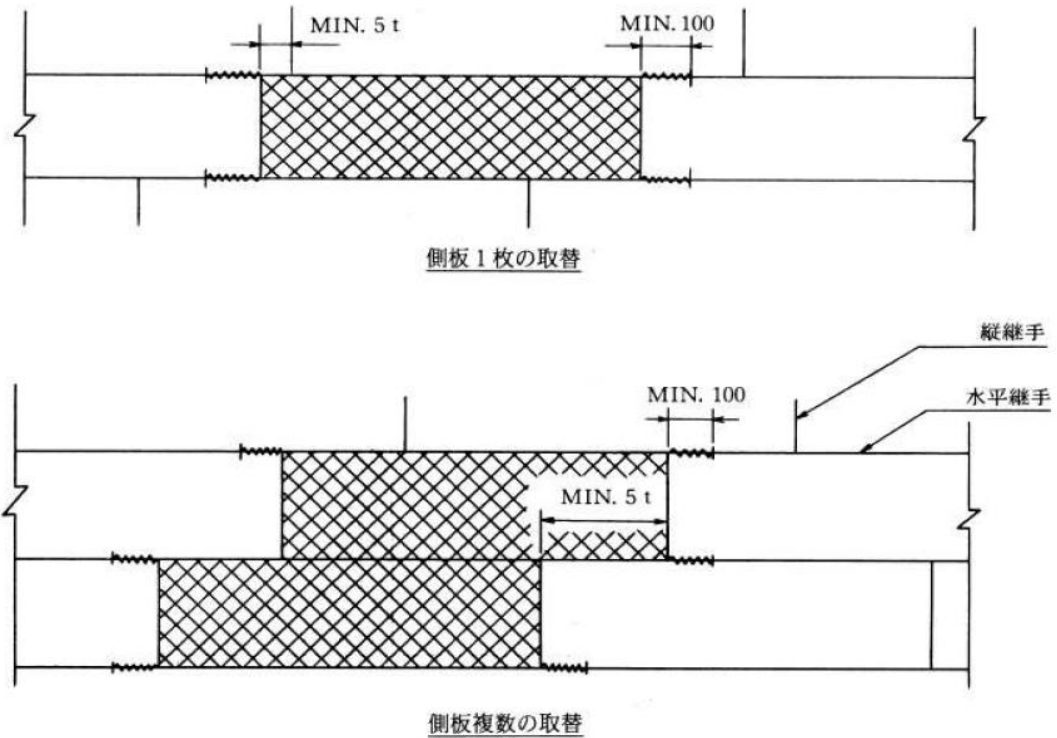
注1：アニュラ板上に取り付けるタンク附属物取付用当板の材質は、アニュラ板の応力発生範囲及び溶接継手線上に位置しない限り底板と同等でよい。

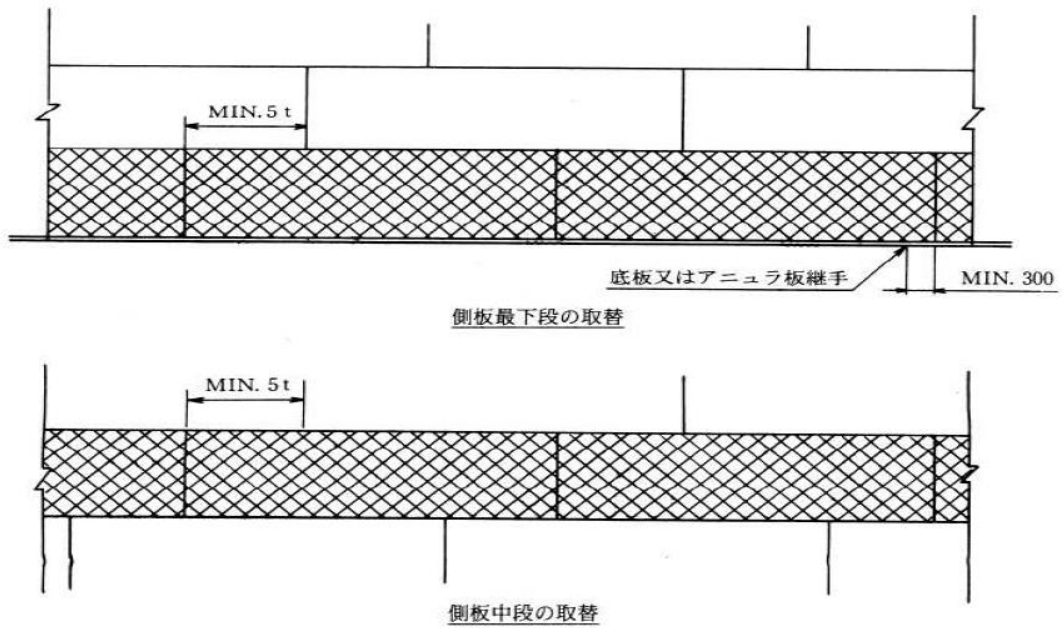
図2側板当板取付



- 注1：溶接線相互間の最小値（溶接線止端間距離※）は50mm又は当板の厚さの8倍のいずれか大きい値とする。
- 注2：当板の大きさ：鉛直方向の寸法は500mm以下とする。  
 ：側板1枚あたりの面積は、0.75㎡又は板面積の10%のいずれか大きい値を超えないこと。
- 注3：全周当板については、注2の側板1枚当たりの面積は適用しない。

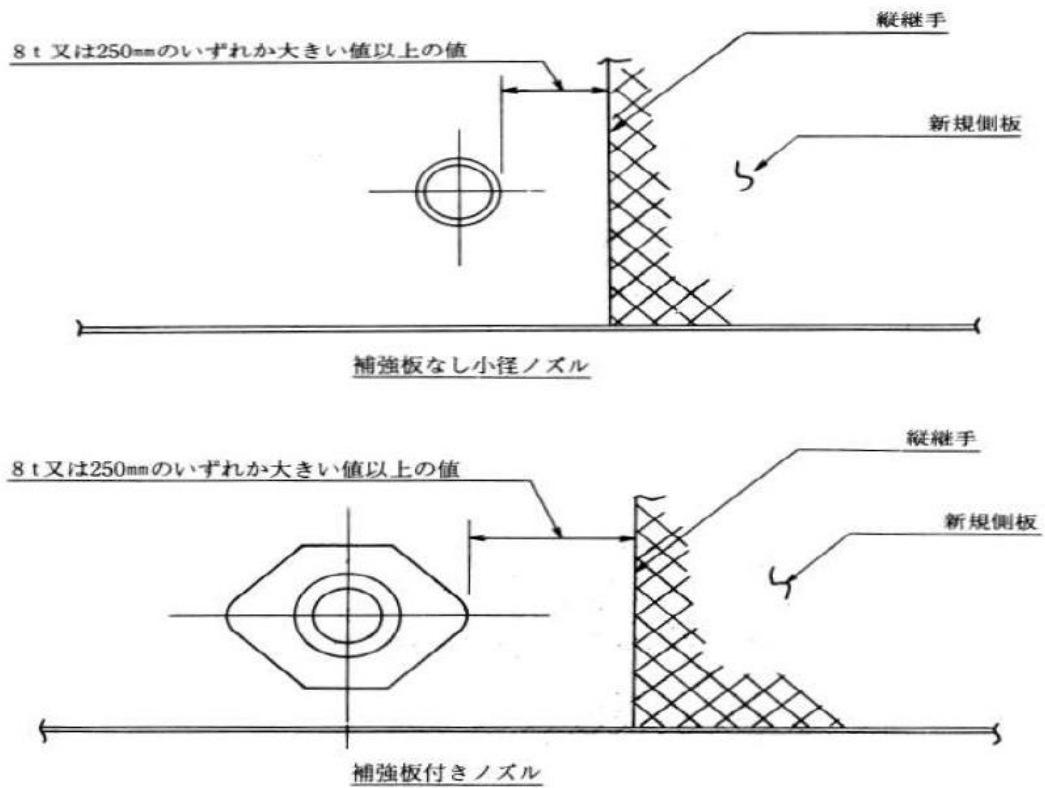
図3側板取替



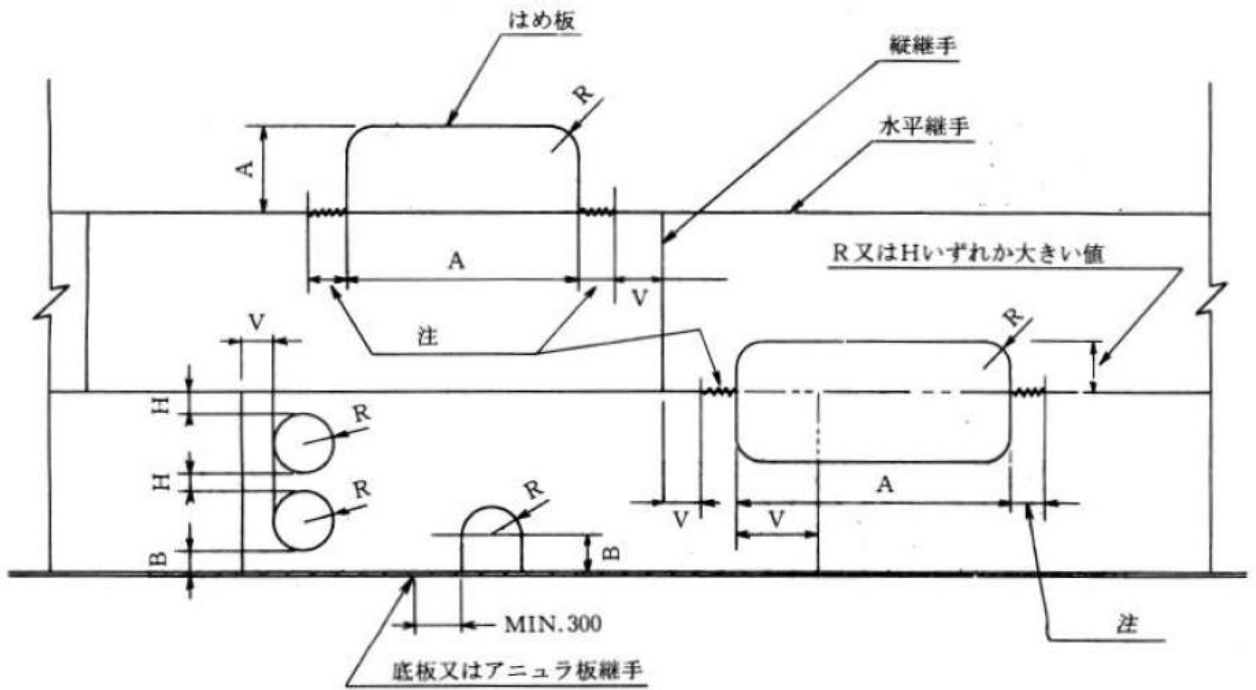


注：~~~~印の切り欠き部は最後に溶接する。Tは側板の板厚を示す。(単位：mm)

図4側ノズルと側板縦継手の関係



注：tは側板の板厚を示す。(単位：mm)



単位：mm

注：はめ板の交差する既設側板の水平継手は、はめ板の両端を最小100mm以上切り開き、その部分を最後に溶接する。

寸法	溶接線相互間距離の最小値 (溶接止端間距離とする)	
	$t \leq 12\text{mm}$	$t > 12\text{mm}$
R	150mm	150mm又は6tのいずれか大きい値
B	150mm	250mm又は8tのいずれか大きい値
H	75mm	250mm又は8tのいずれか大きい値
V	150mm	250mm又は8tのいずれか大きい値
A	300mm	300mm又は12tのいずれか大きい値

## 第8 作業施工届及び火気使用工事届

規則第11条第1項に定める作業施工届で処理するものは製造所等における修理、分解、清掃その他災害発生のおそれのある作業でおおむね次のものとする。

ただし、法第11条第5項ただし書に基づく仮使用の手続きによる場合は、当該届出は不要であること。

- 1 地下貯蔵タンク又は埋設配管等の点検等のため掘削工事をするとき。
- 2 屋外貯蔵タンク又は地下貯蔵タンクの点検のため内部を開放し、清掃するとき。
- 3 前1から2に掲げる工事に準じる作業をするとき。

規則第13条の2第1項に定める火気使用工事届で処理するものは第7、2の「資料の確認を要する変更工事」及び「資料の確認を要さない軽微な変更工事」のうち、溶接等火花を発生する器具等を使用する極めて小規模な変更工事をするとき、又は、工事期間中の安全確認のために必要なときとする。



## 第9 仮使用承認申請

### 1 仮使用の範囲

- (1) 製造所等の全部について変更許可申請がなされる場合は、仮使用はあり得ない。  
ただし、変更許可申請を2回以上に分けて申請した場合は、仮使用の申請は可能である。
- (2) 製造所等の変更許可後、変更工事の一部が完成した場合の当該部分の仮使用は認められない。
- (3) 省令第38条の4第1項第2号の規定により、屋外タンク貯蔵所等に危険物以外の物品のみ貯蔵している状態で変更工事を行う場合は、仮使用承認申請を必要としない。  
ただし、変更工事の際して講ずる火災予防上の措置等については、作業施工届等を提出させ確認すること。

### 2 承認申請書の記載方法及び添付書類

- (1) 申請者は、第1、3、(2)に準ずること。
- (2) 申請書には、工事計画書、平面図等を添付すること。
- (3) 工事計画書には、その工事の内容、方法、工程、火災予防上必要な措置、工事別の工事責任者等の管理系統、その他必要な事項を具体的に記載すること。
- (4) 平面図には、仮使用部分を明示するとともに、工事計画書に定める防火的措置を明示すること。
- (5) その他必要な書類として、仮使用に係る工作物等を設置する場合は、その構造図を添付すること。

例：仮事務所、防火塀、流出油防止堤等

### 3 承認の基準

- 仮使用の承認の基準は、規則第4条第3項の規定によるほか、次によること。
- (1) 変更工事部分と仮使用部分との間に防火上安全な措置が講じられていること。
  - (2) 工事場所は、工事に必要な十分な広さがあること。
  - (3) 火気又は火花の発する器具を使用する工事、若しくは火花の発生するおそれのある工事を行わないこと。ただし、火災予防上十分な措置が講じられている場合は、この限りでない。
  - (4) 防火塀、貯留設備、消火設備等の義務設置設備等が、変更に伴う工事に際し撤去又は機能が阻害されるおそれがある場合は、仮の設備を設置すること。
  - (5) 工事部分及び仮使用部分における防火管理が十分に行われていること。（保安監督者の立会い等）
  - (6) 工事の際は、仮使用部分の設備、配管の保護、養生及び通気管の安全確保が十分になされていること。
  - (7) 給油取扱所については、自動車の給油業務に支障のない広さの空地が確保されていること。

(8) その他火災予防上安全な措置が講じられていること。

#### 4 承認申請の処理等

(1) 申請は、原則として変更許可申請日以降とすること。

(2) 仮使用承認申請を当該申請に係る変更許可申請と同時又は変更許可申請の処分前に受付した場合にあっては、当該仮使用承認申請の承認の日は、変更許可の日と同日以後とすること。(昭和59年3月5日付消防危第21号)

(3) 変更許可申請が不許可処分となった場合は、処分前に受付した当該仮使用申請は不承認とすること。

(4) 変更許可申請の許可申請取下げ願が提出された場合は、当該変更許可申請に伴う仮使用申請については取下げしたものとみなす。

(5) 承認を受けた内容を変更する場合は、再申請によること。これにより新たに承認を受けた場合は、従前の仮使用承認は、効力を失う。

(6) 変更許可申請の許可の取消し願が提出された場合は、当該変更許可に伴う仮使用申請の承認については、その効力を失う。

## 第10 仮貯蔵及び仮取扱承認申請

### 1 基本的事項

(1) 仮貯蔵等の承認申請は、原則として同一場所ごとに1件として申請すること。

なお、貯蔵と取扱いが同一の場所で同時に行われ、かつ、作業工程上一体性を有すると認められる場合は1件とする。この場合の仮貯蔵と仮取扱の区分については貯蔵量と取扱量との比較及び時間的な関係等を考慮し区分すること。ただし、次に掲げる場合は、別件とする。

ア 同一場所であっても危険物の管理者又は申請者が異なるもの。

イ 危険物の類を異にするもの。

ウ 危険物を収納した容器等の相互間が15mをこえるもの。

エ 屋内で階又は室を異にして危険物を貯蔵し、又は取扱いを行うもの。

(2) 承認を受けた内容を変更する場合は再申請によること。ただし、申請者本人の責に帰さない事由（台風の襲来等による船舶等の到着の遅れなど）により、仮貯蔵等の期間を変更する場合で、消防長が認めた時はこの限りでない。

(3) 同一場所での連続仮貯蔵等

仮貯蔵等の期間は10日以内が原則であるが、次の場合に限り連続仮貯蔵等が認められる。ただし、この場合においても連続で3ヵ月を限度とすること。

ア 港湾施設及び造成地等の工事現場で、連続仮貯蔵等を行うことが止むを得ないと認められるとき。

イ 実態により連続して仮貯蔵等を行うことに正当性が認められるとき。

(4) 仮貯蔵又は仮取扱の承認を要さないもの。

ア トラックの荷台から危険物ドラム缶等を直ちに船舶、鉄道貨車等に積み込み、反対に船舶、鉄道貨車等からトラックに積み込む場合

イ 複合輸送において、船舶から貨車又は貨車から船舶へタンクコンテナを積み込むために、栈橋、岸壁若しくはコンテナヤードと同一又は隣接した敷地の鉄道貨物積卸場との間において、一時的にタンクコンテナを車両に積載して運ぶ場合。（平成4年6月18日付消防危第52号）

ウ コンテナ船又は貨車の到着前に積載式移動タンク貯蔵所の設置又は変更許可を受けた場合において、コンテナ船又は貨車の到着後に完成検査を受けるためタンクコンテナを埠頭、コンテナヤード等に一時的にとどめる場合（平成4年6月18日付消防危第52号）

エ 車両の駐停車が禁止されている等の事由により、コンテナヤード等で完成検査を設けることができない場合において、完成検査を受けるためタンクコンテナを車両に積載して同一又は隣接した別の場所に移動する場合（平成4年6月18日付消防危第52号）

### 2 承認申請書の記載方法及び添付書類

(1) 申請者は、第1、3、(2)アに準じること。

(2) 申請書には、場所の見取図及び構造図、その他承認基準を確認できる書類を添付すること。

### 3 承認の基準

#### (1) 屋外における仮貯蔵等の承認の基準

屋外における仮貯蔵等の承認の基準は、規則第2条第3項の規定によるほか、次によること。

ア 禁水性危険物は承認しないこと。

ただし、次の(ア)～(エ)全てに適合するものについては、この限りでない。

(ア) 荷役に伴うものであり、詰め替え等の取扱いはしないこと。

(イ) 危険物のドラム容器等の入ったコンテナ(以下「ドライコンテナ」という。)でISO規格に適合しているもの内に保管されていること。

(ウ) ドライコンテナは積み重ねないこと。

(エ) 夜間・休日等の通常勤務状態以外における当該危険物の監視体制、事故時の応急措置体制等について十分な措置がとられていること。

イ 仮貯蔵等を行う場合は、おおむね政令第9条第1項第1号に定める製造所の位置の例によること。

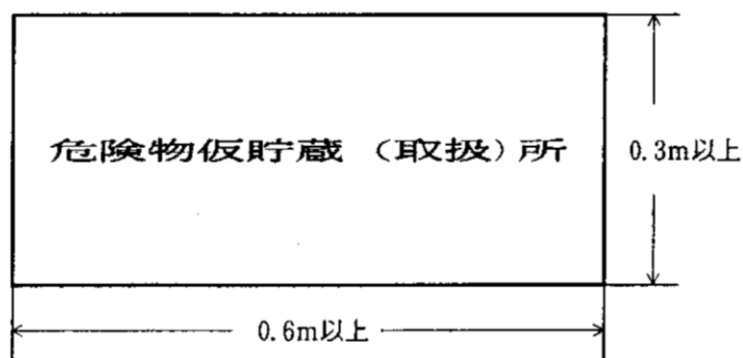
ウ 仮貯蔵等を行う場所の周囲には、おおむね政令第16条第1項第4号に定める屋外貯蔵所の保有空地の2分の1以上の空地を保有すること。ただし、高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う場合は、おおむね省令第24条の12第2項第2号に定める保有空地の2分の1以上の空地とすることができる。

エ 仮貯蔵等を行う場所の周囲にはさく等を設け、他の部分と明確に区画すること

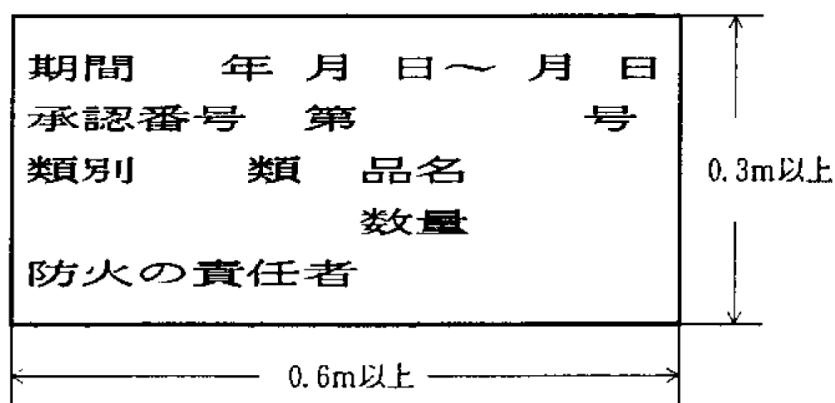
オ 危険物に対する能力単位の数値が所要単位に達するように、第4種又は第5種の消火設備を設けること。

カ 規則第2条第3項に規定する標識及び掲示板として次のものを使用することができる。

(ア)



(イ)



キ ドライコンテナを積み重ねて貯蔵する場合には、2段積み以下で高さを6 m以下とし、ドライコンテナ相互間には点検のための間隔を設けること。また、ドライコンテナは同類の危険物を貯蔵すること。

(2) 屋内における仮貯蔵等の承認の基準

屋内における仮貯蔵等の承認の基準は、規則第2条第3項の規定によるほか、次によること。

ア 建築物の構造は、耐火構造又は不燃材料で造られた専用の棟又は室とする。ただし、第2類（引火性固体を除く。）若しくは第4類（引火点が70℃未満の危険物を除く。）又は指定数量の10倍以下の危険物を貯蔵し、又は取り扱うときは、その他の構造であっても室内に面する部分を不燃材料で覆った構造とすれば認められる。

イ 第2類（引火性固体を除く。）若しくは第4類（引火点が70℃未満の危険物を除く。）又は指定数量の10倍以下の危険物を貯蔵し、又は取り扱うときは、貯蔵する危険物と反応を起こさない不燃物質（不燃性容器に収納された物品を含む。）との混在を認めることができる。この場合、危険物と不燃物質はそれぞれとりまとめて貯蔵し、かつ、相互に1 m以上間隔をおくこと。

ウ 電気設備を設けるときは、電気工作物に係る法令の規定に適合したものであること。

エ 危険物及び建築物等に対する能力単位の数値が所要単位に達するように第4種又は第5種の消火設備を設けること。

オ 規則第2条第3項に規定する標識等として前(1)、カの標識等を使用することができる。

カ ドライコンテナによる場合は、前(1)キの例による。

(3) 貯蔵又は取扱い

仮貯蔵等における貯蔵又は取扱いは、政令第24条から第27条に定める技術上の基準に準じて行うこと。

なお、輸入された危険物の容器が省令第43条の運搬容器基準に適合していない場

合には仮貯蔵の承認申請は可能であるが、自動車等による運搬はできない。

#### 4 仮貯蔵等の特例

##### (1) 位置、構造及び設備等が特殊な場合の特例

仮貯蔵等の申請に係る危険物の品名及び数量、危険物の貯蔵又は取扱いの方法並びに周囲の状況等から判断して、前(1)及び(2)の基準によらなくとも火災予防上安全と認められるときは、当該基準によらないことができる。

##### (2) 酒造工場におけるアルコールの特例

酒造工場における添加用アルコールの一時的貯蔵又は水割り作業の取扱いについては、次によることができる。

ア 棟を同一にするものの仮貯蔵等の承認申請はまとめて1件として申請できる。

イ 酒造期間中は、連続して仮貯蔵等の更新を認めることができる。

ウ 申請書に添付する図面は、あらかじめ仮貯蔵等を行う場所（棟及びタンクの番号）を記載した工場全体の平面図とし、申請書の所要欄に、棟及びタンクの番号を記載することにより、他の図面を省略することができる。

エ 仮貯蔵等を行う場所の内装は、不燃材料若しくは準不燃材料であるか、又はこれと同等以上の防火性能を有すること。

オ 水溶性の第4類危険物の火災に対応できる第4種又は第5種の消火器を前(2)、エの例により設置すること。

カ アルコールの水割り槽は、原則として不燃性で、かつ、蓋を有するものであること。

キ 電気設備を設ける場合は、電気工作物に係る法令の規定に適合したものであること。

##### (3) タンクコンテナにおける特例（平成4年6月18日付消防危第52号）

###### ア 屋外における仮貯蔵

(ア) 仮貯蔵場所は湿潤でなく、かつ、排水及び通風のよい場所であること。またロープ等で区画するか、白線等で表示すること。

(イ) 仮貯蔵所の周囲に保有する空地は以下のとおりとする。

###### a タンクコンテナのみを仮貯蔵等する場合

屋外貯蔵所におけるタンクコンテナの基準のおおむね2分の1の空地を保有すること。

(参考)屋外貯蔵所におけるタンクコンテナの空地の基準は下表のとおりである。

タンクコンテナの指定 数量の倍数	50倍以下	50倍超え 200倍以下	200倍超える
高引火点危険物のみ	3m以上		5m以上
上記以外	3m以上	6m以上	10m以上

###### b タンクコンテナと容器が混在する場合

タンクコンテナに収納した危険物と容器に収納した危険物を貯蔵するときは個々の倍数により仮貯蔵等に必要とされる幅の空地のいずれか大なるものを保

有すること。

- (ウ) 規則第2条第3項に規定する標識等として前(1)、カの標識等を使用することができる。
- (エ) 仮貯蔵場所には、貯蔵する危険物に応じて政令別表第5に掲げる第4種又は第5種の消火設備を、その能力単位の数値の合計が危険物の所要単位の数値に達するように設けること。
- (オ) 仮貯蔵中の火災予防に関し、以下のことについて遵守すること。
  - a 仮貯蔵中は、原則として危険物以外の物品を貯蔵しないこと。
  - b タンクコンテナを積み重ねる場合は、同じ類の危険物を貯蔵するタンクコンテナに限るものとし、かつ、地盤面からタンクコンテナ頂部までは6 m以下とすること。
  - c タンクコンテナ相互間には、点検のための間隔を設けること。
  - d タンクコンテナと容器を同時に貯蔵する場合、それぞれを取りまとめて貯蔵するとともに、相互に1 m以上の間隔を保つこと。
  - e 危険物の管理責任者は、適宜巡回し、タンクコンテナの異常の有無及び前aからdまでを確認すること。

#### イ 屋内における仮貯蔵

- (ア) 仮貯蔵所は、壁、柱、床、はり及び屋根が耐火構造又は不燃材料で造られ、かつ、出入口に省令第13条の2第2項に規定する特定防火設備又は省令第13条の2第1項に規定する防火設備を設けた専用の棟又は室とすること。

なお、第2類（引火性固体を除く。）若しくは第4類（引火点が70℃未満の危険物を除く。）又は指定数量の10倍以下の危険物を、貯蔵し又は取扱うときは、貯蔵する危険物と反応を起こさない不燃物質（不燃性容器に収納された物品を含む。）との混在を認めることができる。この場合、危険物と不燃物質はそれぞれとりまとめて貯蔵し、かつ、相互に1 m以上の間隔をおくこと。
  - (イ) 上記、専用の棟又は室の窓にガラスを用いる場合は、網入りガラスとすること。

ただし、当該窓がタンクコンテナ及び同時貯蔵する物品から3 m以上離れている場合はこの限りでない。
  - (ウ) タンクコンテナと建築物の壁の間は、点検のための間隔を設けること。
  - (エ) 規則第2条第3項に規定する標識等として前(1)、カの標識等を使用することができる。
  - (オ) 仮貯蔵場所には、貯蔵する危険物に応じて政令別表第5に掲げる第4種又は第5種の消火設備を、その能力単位の数値の合計が危険物の所要単位の数値に達するように設けること。
  - (カ) 仮貯蔵中の火災予防に関する遵守事項は前ア、(オ)、bからeまでの例によること。
- (4) 団地等における灯油の小分けに対する特例

冬期に、団地等において移動タンク貯蔵所から灯油を小分けして販売する場合は次により仮取扱として承認することができる。

- ア 同一の場所（公道は不可）で指定数量以上の灯油を容器に詰め替えるときは仮取扱として規制するものとし、継続的に行う場合であっても、10日以内の期間をもって1件とする。ただし、危険物の販売に係る業者が異なる場合は別件とする。
- イ 仮取扱を行う場所の周囲には、幅3 m以上の空地を保有すること。
- ウ 灯油は受皿の上で取り扱うこと。
- エ 消火設備は、第5種消火設備を8単位以上設けること。

#### 5 承認申請・承認の取消

仮貯蔵等の承認後、承認要件と著しく異なるか、又は承認要件を遵守していないと認められる場合は、承認の取消しをすることができる。



## 第11 予防規程制定（変更）認可申請

### 1 制定単位

- (1) 予防規程の作成が義務づけられている施設は法令上個々の製造所等であるが、該当するすべての製造所等の予防規程を事業所単位に一の予防規程に集約し作成することが適当である。（昭和40年11月2日自消丙予発第178号）
- (2) 事業所の社内規程、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号。以下同じ)に定める防災規程、又は高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号。以下同じ)に定める危害予防規程等に定める内容が予防規程の法定要件を満たしている場合は、当該社内規程等を予防規程とすることができる。
- (3) 製造所等が法第8条及び法第8条の2の2の対象となるものにあつては、予防規程と消防計画若しくは防災計画の記述内容を統合して一の申請とすることができる。

### 2 申請の方法

- (1) 申請者は管理権を有する設置者（設置者と同一組織内にあり、代理権を有するものも含む。）又は製造所等の管理権を委任された者とする。
- (2) 消防計画等と統合して一の申請とする場合は、次のとおりとする。
  - ア 予防規程制定・変更認可申請書を表紙とし、消防計画作成(変更)届出書等を添付すること。
  - イ 申請内容に変更がある場合は前記と同様とする。

なお、予防規程に個人名が含まれる場合、その後の配置換え等により個人名の変更が生じても予防規程の変更の認可は要しない。ただし、差し替え等により最新にしておくこと。

### 3 記載事項（平成13年8月23日付消防危第98号）

予防規程には、省令第60条の2に基づき、おおむね次の事項を具体的に記載すること。

- (1) 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。
  - ア 保安業務の内容と役割分担（具体的に）
  - イ 保安業務の各役割の担当者及び代行者
  - ウ 交替時の引継方法及び引継事項
  - エ 危険物施設保安員の指定
- (2) 危険物保安監督者が、旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合にその職務を代行する者に関すること。（平成4年4月17日付消防危第34号）
  - ア 保安監督者及び代行者の権限及び資格
  - イ 製造所ごとの危険物保安監督者の指定及び代行者の指定  
（製造所等ごとに、危険物保安監督者及び代行者の一覧表が別に作成されていること）
- (3) 化学消防自動車の設置その他自衛の消防組織に関すること。
  - ア 自衛の消防組織の活動内容

- (ア) 通報連絡要領
- (イ) 消火活動等
- (ウ) 応急救護措置
- (エ) 応援出動
- (オ) 総合訓練、個人訓練、夜間（休日）における訓練の内容、実施時期及び方法
- イ 自衛の消防組織の構成員と役割分担（活動体制等）
- ウ 自衛の消防組織の構成員の代行者
- エ 自衛の消防組織の保有消防資器材の配置及び管理に関する事項（＊）
- (4) 危険物の保安に係る作業に従事する者に対する保安教育に関すること。
  - ア 保安教育の対象者の区分
  - イ 保安教育の内容、教育方法、訓練方法
  - ウ 保安教育の時期
  - エ 協力会社、部外工事会社従業員に対する当該規程の周知方法及び教育（＊）
- (5) 危険物の保安のための巡視、点検及び検査に関すること。
  - ア 巡視、点検及び検査の時期、内容、方法及び実施者（必要な資格を明記）
  - イ 巡視、点検及び検査の結果確認に関する体制（確認責任者、確認方法）
  - ウ 巡視、点検及び検査により不備事項等を発見した場合の応急措置及び報告
  - エ 法第14条の3の2に基づく定期点検の時期、内容、方法、実施者の資格要件及び点検実施者（＊）
  - オ 法第14条の3に基づく保安検査の事前準備及び検査申請に関する事項（＊）
- (6) 危険物施設の運転又は操作に関すること。
  - ア 安全かつ適正に運転するための基準
  - イ 火気の使用を伴う運転又は操作がある場合は、火気の取扱基準
  - ウ 緊急時における運転の停止、保安装置等の作動及び運転再開時の点検・操作基準
  - エ 運転員等の交替時の引継方法及び引継事項
  - オ 運転、操作についての教育、訓練、監督
- (7) 危険物の取扱い作業の基準に関すること。
  - ア 危険物の規制に関する政令第24条から第27条までに規定されている遵守事項に対応した基準
  - イ 危険物の種類、取扱形態に応じた作業基準（法基準、条例基準、社内基準）
- (8) 補修等の方法に関すること。
  - ア 補修工事の関係者連絡体制（工事計画作成段階、工事中、工事終了後）
  - イ 補修工事に関する保安の措置及び安全確認体制
  - ウ 補修工事終了後の安全確認方法
- (9) 施設の工事における火気の使用若しくは取扱いの管理又は危険物等の管理等安全管理に関すること。（平成17年1月14日付消防危第14号）

- ア 工事をを行う際の安全管理の基本的な体制（責任者の要件、事業所全体の調整など）
  - イ 工事計画を承認する仕組み・手続き
  - ウ 安全対策の基本的事項（工事開始前及び工事開始後など）
  - エ 協力業者を含めた保安情報の共有等
- (10) 製造所及び一般取扱所にあつては、危険物の取扱工程又は設備等の変更に伴う危険要因の把握及び当該危険要因に対する対策に関すること。（平成17年1月14日付消防危第14号）
- \* 危険要因とは、火災・爆発又は漏えいの発生、拡大の要因となるもの。
- ア 取扱工程や設備等の変更に伴い生じる危険要因を事前に把握（類似施設の事故、トラブル事例等を参考に対象施設の火災発生、拡大要因を整理）
  - イ 事故防止のための基本的取組に関する事項（例えば、これまでの経験・知見に基づき構成設備、取扱工程等ごとに想定事故形態と必要と考える対策を箇条的に整理するような簡易な方法）
- (11) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所にあつては、顧客に対する監視その他保安のための措置に関すること。（平成10年3月13日付消防危第25号）
- ア 監視等を行う危険物取扱者及びその指揮下で監視等を行う従業員の体制
  - イ 監視等を行う危険物取扱者等に対する教育及び訓練
  - ウ 監視等を行う危険物取扱者等の氏名の表示
  - エ 顧客用固定給油設備の1回の給油量及び給油時間の上限並びに顧客用固定注油設備の1回の注油量及び注油時間の上限の設定
  - オ 顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備の日常点検
  - カ 貯蔵及び取扱いに関する事項（\*）
    - （ア）顧客自らが給油等を行う前の火気等の安全管理に関する事項
    - （イ）顧客自らが給油等の作業実施時における監視及び必要な指示に関する事項
    - （ウ）顧客自らが給油等の作業時における車両及び容器の位置に関する事項
    - （エ）「セルフ給油取扱所」から「作業員が給油等を実施する給油取扱所」への変更が行えるスイッチが設けられている場合、当該スイッチの管理及び手続きに関する事項
- (12) 移送取扱所にあつては、配管の工事現場の責任者の条件その他配管の工事現場における保安監督体制に関すること。
- (13) 移送取扱所にあつては、配管の周囲において移送取扱所の施設の工事以外の工事をを行う場合における当該配管の保安に関すること。
- ア 工事責任者
  - イ 工事作業員に対する教育
  - ウ 工事保安監督体制（作業前後の管理、現場監視）
  - エ 配管の保護

- オ 工事関係者との連絡体制
- (14) 災害その他の非常の場合に取るべき措置に関すること。
  - ア 緊急時の通報連絡体制及び手段（火災時、漏えい時、地震時等）
  - イ 避難に関すること
  - ウ 応急措置方法（火災、漏えい、地震等に対する措置、資器材に関すること）
  - エ 近隣事業所、協力会社との協力体制
- (15) 地震が発生した場合及び地震に伴う津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における施設及び設備に対する点検、応急措置等に関すること。（平成17年1月14日消防危第14号、平成24年8月21日付消防危第197号）
  - ア 従業員への連絡方法
  - イ 従業員等の安全確保等に係る対応
  - ウ 施設の緊急停止の方法、手順等
    - （ア）設備の破損、停電、浸水が発生した場合の対応
    - （イ）津波襲来までの時間に応じた対応
    - （ウ）施設の緊急停止に伴い危険物を取り扱う装置等での異常反応や圧力上昇等により火災流出等の事故が発生することがないように、施設における危険物の貯蔵・取扱いの工程に応じた対応
    - （エ）緊急停止に係る設備機能が作動しない又は操作できない場合の対応
  - エ 施設の緊急停止等の実施体制
  - オ 従業員への教育及び訓練
  - カ 入構者に対する周知
    - なお、詳細を別のマニュアルに記載し、当該マニュアルを引用することも可能である。
- (16) 危険物の保安に関する記録に関すること。
  - ア 保安に関する記録（項目、日時、実施者、確認者（責任体制を明確に））
    - （ア）自衛消防訓練実施及び反省に関するもの。
    - （イ）保安教育実施記録
    - （ウ）施設点検結果の記録
    - （エ）運転管理の記録
    - （オ）各施設の履歴（事故、異常時の応急措置等）
    - （カ）補修関係の記録
  - イ 保安に関する記録の保存方法
- (17) 製造所等の位置、構造及び設備を明示した書類及び図面の整備に関すること。
  - ア 整備書類及び保存年限
    - （ア）許可（届出）施設台帳
    - （イ）許可申請、届出等の控

(18) 前各号に掲げるもののほか、危険物の保安に関し必要な事項

ア 当該規程の制定、変更方法及び経過の記録

イ その他

・単独荷卸しを行う危険物施設については、当該行為に関する教育、事故発生時の対応等に関すること。（平成17年10月26日付消防危第245号）

・NaS電池を使用する一般取扱所については、監視、制御等を行う場所、体制等に関すること。（平成11年6月2日付消防危第53号）

など、設備に応じ必要な事項

(19) 南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された地域に所在する製造所等

ア 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること。

イ 南海トラフ地震に係る防災訓練に関すること。

ウ 南海トラフ地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報に関すること。

#### 4 認可基準

予防規程が次のいずれかに該当するときは、認可しない。

(1) 記載すべき基本事項が明確でないとき。

(2) 予防規程で定めなければならない事項が定められていないとき。

(3) 予防規程の内容が法令の規定に違反するものであるとき。

(4) その他火災予防上不適当と認められる事項があるとき。

## 第12 工事整備対象設備等着工

製造所等に係る工事整備対象設備等着工届出書(以下「着工届」という。)の処理については、次によることができる。

### (1) 着工届の記載方法

「工事を行う防火対象物の名称」の欄には、製造所等の設置又は変更許可年月日及び許可番号を併記すること。

### (2) 添付図面の省略

消防用設備等の図面が許可申請書類に添付されていることにより、施行規則第33条の18の規定による図面は省略することができる。この場合において着工届の経過欄に「許可申請書に図面添付につき省略」と記載すること。

## 第13 危険物保安監督者選任・解任届

危険物保安監督者選任・解任届出書の処理については、次の事項に留意すること。

### 1 選任単位

- (1) 原則としては、一の製造所等につき1人を選任すること。
- (2) 勤務形態等により明らかに1人では保安の監督に支障のおそれがあるときは、一の製造所等において複数を選任すること。選任された者が複数、同時に勤務する場合、その責任を明確にしておくこと。
- (3) 同一敷地内の製造所等において、その態様、規模、位置等からみて十分な保安の監督が可能な場合には、一の危険物取扱者を複数の製造所等の危険物保安監督者とすることができる。

### 2 届出者

- (1) 管理権を有する設置者（設置者と同一組織内にあり、代理権を有する者も含む。）
- (2) 製造所等の管理権を委任された者

### 3 選任受諾の書類

規則第7条第3項の規定による本人が選任を受諾したことを明らかにする書類は、規則第7条第1項に規定する危険物取扱者資格確認書によるものとする。

### 4 実務経験（平成元年7月4日付消防危第64号）

- (1) 実務経験は、危険物取扱者免状の交付を受ける前における実務経験も含まれる。
- (2) 実務経験を証明する書類は、原則として規則第7条第1項に規定する危険物取扱者資格確認書によるものとする。
- (3) 他の施設の危険物保安監督者に選任されていたこと等が容易に確認できる場合は、実務経験を証明する書類を添付しないことができる。
- (4) 危険物保安監督者に選任される者が、平成元年3月31日以前に甲種又は乙種の危険物取扱者免状の交付を受けている場合、実務経験を有することを証明する書類の添付は要さない。

### 5 複数施設の選任届出

一の危険物取扱者が複数の製造所等の危険物保安監督者として選任されている場合は、選任届の記載欄は代表的なものを記入し、その他は別表に添付して届け出ることができる。

### 6 選任の時期

製造所等を設置した場合には、当該製造所等の完成検査済証を受けるまでに危険物保安監督者の選任しておくこと。

### 7 その他

営業用給油取扱所等の危険物施設で収容人員により防火管理者が必要となる場合はその職務の類似性を考慮し、当該施設の防火管理者は危険物保安監督者と同一人とするように努めること。

## 第14 移動タンク貯蔵所に係る申請等

移動タンク貯蔵所に係る申請等の事務処理に関しては、第1、第3及び第4の規定によるほか次によること。

### 1 移動タンク貯蔵所の許可等の取扱い

(1) 移動貯蔵タンクの空間容積は内容積の5%から10%とする。なお、複数の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所（積載式移動タンク貯蔵所を除く。）については、道路運送車両法の最大積載量の観点から最も比重の小さい危険物を積載した場合の空間容積が5%以上10%以下であれば、他の危険物の空間容積については次のようにすることができる。（平成10年10月13日付消防危第90号）

ア 比重の大きな危険物を貯蔵する場合は、最大積載量との関係から空間容積が10%を超えるタンク室（空室となる場合も含む。）も認められる。この場合において許可に係る指定数量の倍数は、指定数量の倍数が最大となる危険物の貯蔵形態で算定することができる。

イ 移動貯蔵タンクの側面枠及び接地角度計算において用いる貯蔵物重量は道路運送車両法の最大積載量を用いることができる。

(2) 常置場所の変更に伴う変更申請

#### ア 申請先

移動タンク貯蔵所を常置する場所（以下「常置場所」という。）の位置の変更は変更許可申請を要するものであり、当該申請は、変更後の常置場所を管轄する市町村長等に行うものであること。（平成9年3月26日付消防危第33号）

ただし、屋外における同一敷地内の常置場所の位置の変更は、資料の提出を要する軽微な変更として取り扱うこととする。

#### イ 添付図書

常置場所の位置の変更に際し、変更後の常置場所を管轄する市町村長等が変更前と異なる場合（以下「行政庁の異なる常置場所の変更」という。）には、変更許可申請に当たって以下の図書を添付すること。（平成9年3月26日付消防危第33号）

(ア) 変更前の最新の許可書の写し

(イ) 現在の移動タンク貯蔵所の構造及び設備が把握できる図書（常置場所に係る図書を除く。）

(ウ) タンク検査済証及び完成検査済証のそれぞれの写し

なお、当該申請書(副)に変更前の許可書（原本）、タンク検査済証（正）及び完成検査済証（原本）を添付することができる。

(3) 行政庁の異なる常置場所の変更時に係る譲渡引渡届出に係る手続等

行政庁の異なる常置場所の変更時に係る譲渡引渡届出に係る手続等は、原則として次のア又はイの方法によること。（平成9年3月26日付消防危第33号）

ア 変更前の常置場所を管轄する市町村長等に譲渡引渡届出を行う場合



(ア) 行政庁の異なる常置場所の変更と移動タンク貯蔵所の譲渡又は引渡を同時に行う場合は、原則として譲渡引渡届出を変更前の常置場所を管轄する市町村長等（以下「旧行政庁」という。）に対し先行して行うものであること。この場合において、譲渡引渡届出は、譲渡引渡届出書等に返信用封筒を同封して郵送により行うことができる。

(イ) 当該移動タンク貯蔵所の変更後の常置場所を管轄することとなる市町村長等（以下「新行政庁」という。）は、譲渡引渡届出書により譲渡引渡届出がなされていることを確認すること。

(ウ) 当該届出を（ア）の郵送により行った場合で旧行政庁から譲渡引渡届出書が返送されていない場合は、配達証明等の確認によることができる。なお、許可を行った後、旧行政庁から譲渡又は引渡を受けた者に対し譲渡引渡届出書の郵送があったときは、当該譲渡引渡届出書を改めて確認すること。

イ 新行政庁に譲渡引渡届出及び変更許可申請を同時に行う場合

譲渡又は引渡を行おうとする者が、譲渡又は引渡を受ける者に対し変更許可に係る手続に関する権限を委任することを証する書面（委任状）を許可申請書に添付した場合に限り、移動タンク貯蔵所の譲渡又は引渡を受けようとする者は、直接新行政庁に対し常置場所の変更許可申請と譲渡引渡届出を同時に行うことができる。（平成9年3月26日付消防危第33号）

(4) 完成検査

ア 完成検査申請

完成検査申請書にタンク検査済証(写し)を添付したものを提出すること。

イ 譲渡又は引渡に伴う完成検査済証の交付

行政庁の異なる常置場所の変更に係る完成検査済証の交付においては、1、(3)ア(ウ)の配達証明等により譲渡引渡届出を確認している場合にあつては、譲渡引渡届出書が確認できた後でなければ行うことができない。（平成9年3月26日付消防危第33号）

2 積載式移動タンク貯蔵所の許可等の取扱い

(1) 積載式移動タンク貯蔵所の定義（昭和57年2月22日付消防危第21号）

積載式移動タンク貯蔵所とは、自動車の車体から独立した移動貯蔵タンク（以下「タンクコンテナ」という。）を緊結装置等によって車体に緊結し、当該タンクコンテナに危険物を貯蔵して移送を行ない、適宜当該タンクコンテナを自動車から離脱する方式のものをいう。

(2) 車両に同時貯蔵することができるタンクコンテナ

車両に同時貯蔵することができるタンクコンテナの数は、タンクコンテナの容量の合計が30,000ℓ以下となる数とする。（平成4年6月18日付消防危第54号）

(3) 交換タンクコンテナの許可申請

設置者が同時に貯蔵できる数以上のタンクコンテナ（以下「交換タンクコンテナ」という。）を保有し、かつ、当該車両に交換タンクコンテナを積載しようとする場合は次のとおりとする。（平成4年6月18日付消防危第54号）

- ア 当該積載式移動タンク貯蔵所が設置許可を受ける前にあっては、交換タンクコンテナを含めて当該積載式移動タンク貯蔵所の設置許可を受けること。
- イ 設置許可を受けた後に交換タンクコンテナを保有しようとする際には、当該積載式移動タンク貯蔵所の変更許可を受けること。

(4) 積載式移動タンク貯蔵所間におけるタンクコンテナの積み替え

許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナは、緊結装置に同一性をもつ既に許可を受けている他の積載式移動タンク貯蔵所の車両にも積載することができる。この場合においてタンクコンテナは積載している積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナとみなされる。（平成4年6月18日付消防危第54号）

(5) 荷下し後の積載式移動タンク貯蔵所の取扱い

積載式移動タンク貯蔵所の車両からタンクコンテナを荷下しした後に再びタンクコンテナを積載するまでの間、当該車両を通常の貨物自動車としての用途に供する場合は、当該積載式移動タンク貯蔵所について法第12条の6に定める用途廃止の届出は要しない。（平成4年6月18日付消防危第54号）

(6) タンクコンテナ到着時に許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所がない場合

- ア 積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナを車両、貨車、船舶等を利用して輸送し、輸送先で他の車両に積み替える場合に、輸送先の市町村において許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所がない場合は、当該タンクコンテナと他の車両とで一の積載式移動タンク貯蔵所として設置許可を受けることができる。（平成4年6月18日付消防危第54号）

- イ 当該完成検査については、タンクコンテナを車両に固定した状態での外観検査により行うことができる。この場合において省令第24条の5第4項第4号の表示について輸送先の許可に係る行政庁名及び設置の許可番号の表示は不要とする。（平成4年6月18日付消防危第54号）

3 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の許可等の取扱い（平成13年4月9日付消防危第50号）

(1) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の定義

国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所とは、国際海事機関（IMO）が採択した危険物の運送に関する規程（IMDGコード）に定める基準に適合している旨を示す表示板（IMO表示板）が貼付されている移動貯蔵タンク（以下「国際タンクコンテナ」という。）を積載する移動タンク貯蔵所をいう。

(2) 許可の取扱い

- ア 許可の単位

国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所に対する移動タンク貯蔵所としての許可件は、当該国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の車両の数と同一であること。

#### イ 許可に係る手続

設置者が、国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の車両に同時に積載することができる国際タンクコンテナの数以上の数の国際タンクコンテナ（以下「交換用国際タンクコンテナ」という。）を保有し、かつ、当該車両に交換用国際タンクコンテナを積載しようとする場合の手続は次によること。

##### (ア) 積載式移動タンク貯蔵所としての設置許可を受ける前

- a 交換用国際タンクコンテナを含めて当該国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の設置許可を要すること。なお、設置許可申請は、交換用国際タンクコンテナが入港する前に受け付けて差し支えないこと。
- b 貯蔵する危険物の品名及び最大貯蔵数量が、国際タンクコンテナを積載するたびに異なることが予想される場合は、貯蔵することが予想されるすべての品名及び貯蔵最大数量を危険物の品名及び貯蔵最大数量として、設置許可を要すること。
- c 許可申請にあたって添付を要する国際タンクコンテナの構造及び設備に係る書類は、当該国際タンクコンテナの国際基準への適合性が既に確認されていることにかんがみ、国際タンクコンテナに係る海上輸送に責任のある各国政府機関又はこれに代わる機関の許可書等の写し等、必要最小限にとどめること。

##### (イ) 積載式移動タンク貯蔵所としての設置許可を受けた後

保有しようとする交換用国際タンクコンテナが、IMDGコードに適合するものであり、かつ、車両及び交換用国際タンクコンテナの緊結装置に適合性がある場合は、交換用国際タンクコンテナの追加を、確認を要する変更工事として取り扱って差し支えないこと。従って、変更許可及び完成検査は要しないものであること。

なお、交換用国際タンクコンテナのIMDGコードへの適合性、車両及び交換用国際タンクコンテナの緊結装置の適合性及び貯蔵する危険物を資料（注）の提出（郵送、ファックス等）により確認すること。この場合、不明な点があれば、事業者等に確認すること。

注：国際タンクコンテナに係る海上輸送に責任のある各国政府機関又はこれに代わる機関の許可書の写し、車両及び交換用国際タンクコンテナの緊結装置に係る規格（JIS、ISO等）等が確認できる書類及び貯蔵する危険物を明示した書類をいう。

#### (3) 完成検査

##### ア 完成検査の方法

- (ア) 完成検査は、国際タンクコンテナを車両に積載した状態で行うこと。この場合国際タンクコンテナについては、IMO表示板の確認及び国際タンクコンテナに漏れ、変形がなく健全な状態であることの確認にとどめることができること。車両につい

ては、標識、掲示板、緊結装置の確認を行うこと。

(イ) 同時に複数の交換用国際タンクコンテナに係る完成検査を行う場合は、緊結装置に同一性がある場合は、代表する一つの国際タンクコンテナを積載した状態で行って差し支えないこと。

(ウ) 国際タンクコンテナの輸入時に行う完成検査は、危険物を貯蔵した状態で行って差し支えないものであること。

(4) その他許可の取扱いについては、前2(4)、(5)、(6)アによるほか、次によること。

ア 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の国際タンクコンテナには、政令第15条第1項第17号に定める危険物の類、品名及び最大数量を表示する設備及び省令第24条の8第8号に定める表示が国際タンクコンテナごとに必要であるが、当該設備又は表示は、当該国際タンクコンテナを積載する国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の車両に掲げることができること。

イ 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の国際タンクコンテナの車両、貨車又は船舶への荷積み又は荷卸しに伴う当該国際タンクコンテナの取扱いは、当該積載式移動タンク貯蔵所の危険物の貯蔵に伴う取扱いと解されること。

ウ 積載式移動タンク貯蔵所としての許可を受けた後、国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所において貯蔵する危険物の品名及び最大貯蔵数量を変更しようとする場合は法第11条の4に定める届出を要すること。

エ 法第14条の3の2の規定による定期点検のうち、漏れの点検として、国際海事機構が採択した危険物の運送に関する規程(国際海上危険物規程。IMDGコード)に基づき5年ごとに実施される圧力試験が認められる(平成16年3月18日付消防危第33号)

4 IMDGコード型タンクローリー車について(平成16年3月23日付消防危第35号)

(1) IMDGコード型タンクローリー車の定義

国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程(国際海上危険物規程、IMDGコード)に定める基準に適合する移動タンク貯蔵所(以下「IMDGコード型移動タンク貯蔵所」という。)のうち積載式以外のもの(以下「IMDGコード型タンクローリー車」という。)

(2) 許可等の取扱い

ア 第3章第9、4 IMO基準規約総則(抄)(仮訳)の6.8(陸上タンク自動車に関する規定)が、IMDGコード型タンクローリー車に係る構造及び設備の基準に該当すること。

イ IMDGコード型タンクローリー車については、間仕切及び防波板(政令第15条第1項第3号及び第4号)を設置しないことができるが、タンク本体の構造等について強化されている部分があるほか、移送時の充てん率が20%以下又は80%以上に指定されているので管理上留意する必要があること。(従来のIMDGコード型タンクコンテナと同じ。)

- ウ 設置許可に当たっては、当該タンクローリー車にIMO表示板(IMDGコードに適合している旨を示す表示板。別添1の6.7.2.20参照)が貼付されている場合には、IMO表示板の交付に係る各国政府機関又はこれに代わる機関の許可書等(第3章第9移動タンク貯蔵所参照)の写し等をもって、設置許可申請において必要とされる添付書類とすることができること。
- エ 完成検査前検査については、IMDGコード型タンクローリー車に関しても政令第8条の2第4項第3号の規定を適用し、簡素化を図ることができる。
- オ 完成検査に当たっては、移動貯蔵タンクに漏れや変形がなく健全な状態であることの確認、IMO表示板の確認並びに標識及び掲示板の確認により行うことができること。  
また、当該タンクローリー車の輸入時に行う完成検査については、危険物を貯蔵した状態で行ってさしつかえないものであること。
- カ 漏れの点検については、IMDGコード型タンクローリー車に関しても「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」(平成16年3月18日付消防危第33号)第2により実施することができること。

## 第15 休止中の地下貯蔵タンク及び地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請

(平成22年7月8日付消防危第144号通知)

### 1 申請書の記載方法

- (1) 申請者は設置者若しくは管理者とする。
- (2) 期間延長後の漏れの点検予定期日については、点検期限から1年以内とし、かつ下記5の内容を確認しておくこと。

### 2 申請時期

- (1) 漏れの点検期限前で、かつ、下記4の措置を実施した後。
- (2) 前回の申請で記載した期日を延長する場合は、当該期日以前の日まで。

### 3 添付書類

- (1) 省令別記様式第42又は第43
- (2) 休止に係る措置を記した図面
- (3) その他必要となる書類

### 4 確認の基準

- (1) 危険物が清掃等により完全に除去されていること。
- (2) 危険物又は可燃性の蒸気が流入するおそれのある配管等について、閉止板を設置すること、配管等を一部取り外す等により、誤作動又は誤操作があった場合においても、危険物が流入しないようにすること。

### 5 延長期間

原則1年以内とする。ただし、再申請は可能。

申請した期間延長後の漏れの点検予定期日より前に危険物の貯蔵又は取扱いを再開する場合には、地下貯蔵タンク等の所有者等は、次の(1)又は(2)に定める期限までに漏れの点検を実施すること。

- (1) 延長申請前の漏れの点検の実施期限までに危険物の貯蔵及び取扱いが再開される場合にあつては、延長申請前の漏れの点検の実施期限
- (2) 延長申請前の漏れの点検の実施期限より後で、かつ、期間延長後の漏れの点検予定期日以前に危険物の貯蔵及び取扱いが再開される場合にあつては、再開の日の前日

## 第16 休止・再開届

### 1 届出書の記載方法

- (1) 届出者は設置者若しくは管理者とする。
- (2) 休止期間については、原則1年未満とする。

ただし、事業計画等により具体的で詳細な資料がある場合は、当該期間とすることができる。

### 2 届出時期

製造所等を休止しようとする日又は再開しようとする日の7日前までに届け出ること。

### 3 届出書類

- (1) 規則様式第12号
- (2) 休止にあつては、危険物の撤去の状況等が確認できる書類
- (3) その他必要な書類

### 4 確認内容

(1) 休止中は、法第12条第1項並びに法第10条第3項（省令第24条第2号、第3号及び第4号等）が管理されていること。

(2) 再開時に現行法令に適合しない場合（改正附則により、除外される場合を除く。）にあつては、再開前に変更許可申請により許可を得ておくこと。